

令和4年度
包括外部監査の結果に関する報告書
(概要版)

子ども・子育て支援施策に
関する財務事務の執行について

令和5年3月

横須賀市包括外部監査人
公認会計士 細野 和寿

目次

第1章 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 監査する事件（監査テーマ）	1
(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由	1
(3) 外部監査対象年度	2
3. 外部監査実施期間	2
4. 包括外部監査人補助者	2
5. 利害関係	2
第2章 横須賀市の現状及び対策	3
1. 横須賀市の人口推移、少子化の進行状況	3
(1) 横須賀市の人口推移	3
(2) 少子化の進行状況	3
2. 少子化問題	3
(1) 少子化の背景	3
(2) 少子化の影響	3
(3) 国による少子化の対策	3
3. 横須賀市の子ども・子育て支援施策の概要	3
(1) 第2期横須賀子ども未来プラン	3
(2) 横須賀再興プラン	3
(3) 横須賀市の子育て支援施策の独自の要素について	3
4. 横須賀市の子ども・子育て支援体制の概要	3
(1) こども育成部・こども家庭支援センターの組織図・分掌事務について	3
(2) 令和4年度(2022年度)の組織改正について	3
第3章 監査の方針及び監査対象の決定	4
1. 監査の基本的な方針	4
2. 監査対象事業の選定について	4
3. 監査要点	7
4. 監査手続	9
第4章 外部監査の結果及び意見（総論）	10
1. 全庁的な指摘・意見について	10
2. 監査の結果及び意見の一覧	14
第5章 外部監査の結果及び意見（各論）	16
I 幼保児童施設課（令和4年度民生局福祉こども部子育て支援課）	16
No1 社会福祉施設育成事業	16
No2 子ども・子育て支援給付費	18
No3 私学振興助成事業	20

No4	私立幼稚園（私学助成）施設等利用費支給事業	24
No5	認定こども園移行促進事業	26
No6	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	27
No7	病児・病後児保育事業	28
II	こども青少年給付課（令和4年度民生局こども家庭支援センターこども給付課）	34
No8	一般事務費（こども青少年給付課）	34
No9	児童手当の支給	35
No10	児童扶養手当の支給	36
No11	ひとり親等医療費助成事業	38
No12	母子家庭等自立支援事業	40
No13	特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費繰出金	41
No14	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	42
No15	養育医療給付事業	43
No16	小児慢性特定疾病医療給付事業	44
No17	小児医療費助成事業	45
No18	特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	46
III	児童相談課	50
No19	児童相談所運営事業	50
No20	一時保護所運営事業	51
No21	児童虐待防止協力体制整備事業	54
No22	児童相談所機能強化事業	55
No23	里親委託推進等事業	57
No24	児童養護施設学習支援事業	58
IV	こども家庭支援課	59
No25	療育相談センター事業	59
No26	こども家庭総合支援拠点事業	64
No27	こども家庭支援センター管理経費	65
No28	児童措置費支給	66
No29	児童家庭相談事業	69
V	保育課（令和4年度民生局福祉こども部子育て支援課）	70
No30	認可外保育施設等利用費支給事業	70
No31	地域子育て支援拠点事業	71
No32	ファミリー・サポート・センター事業	74
No33	支給認定・利用調整事業	76
No34	一時預かり事業	77
No35	公立保育園の運営管理（保育課）事業	78
VI	こども育成総務課（令和4年度民生局福祉こども部子育て支援課）	79
No36	子育て基金積立金	79
No37	施設管理経費	80

No38	旧逸見保育園園舎管理事業費	84
No39	旧逸見保育園園舎管理事業費（継続事業）	84
No40	こども育成部管理経費	86
No41	公立保育園の運営管理	87
VII	こども健康課（令和4年度民生局健康部地域健康課）	89
No42	こんにちは赤ちゃん事業	89
No43	妊娠・出産包括支援事業	91
No44	特定不妊治療費助成事業	92
No45	健康福祉センター運営管理事業	93

(注) 本報告書における記載内容の留意点

1. 端数処理について

金額は原則として単位未満を切り上げ表示している。
報告書中の金額は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

2. 監査の結果及び意見について

本報告書において、「監査の結果」とは、法令や条例等への遵法性から是正すべきもの、改善が必要であるが条例及び組織体制の変更等が必要なもの、事業事務の効率性や経済性の観点から特に改善を要すべきもの等の観点から検出した事項である。

また、「監査の意見」とは、不正・不当事項ではないが住民への説明責任上対応することが望ましいあるいは将来のために改善していくことが望ましいと考えられるもの、行政運営上の改善のために参考となる提言等である。

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件

(1) 監査する事件（監査テーマ）

子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について

(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由

横須賀市は、首都圏に位置している都市の中では、早くから人口減少が表面化している。「横須賀市人口ビジョン（平成28年（2016年）3月）」によると、今後の将来予測として、県内他都市に比べて人口減少が大きく、今後、自然減による人口減少が急速に進んでいくことが予想されている。

人口減少は、経済活動の停滞などまち全体の活力の低下を招く可能性がある。自然減による人口減少を可能な限り抑制していくためには、出生率を上昇させ、少子化を食い止めることが重要となっている。

少子化の原因としては、未婚化や晩婚化、経済状況の低迷等の様々な要因があると言われているが、それ以外にも、核家族化などの家族形態の変化、共働き家庭の増加などの就労形態の変化、さらには地域のつながりの希薄化なども少子化の背景にあると考えられる。また、児童虐待や子どもの貧困など、対処すべき課題は、多様化、複雑化してきている。

このような状況下で、横須賀市は、少子化への取り組みや、子どもと子育て家庭を支援するための計画として、次世代育成支援対策推進法に基づき平成17年度（2005年度）から平成21年度（2009年度）を計画期間とする「よこすか子育て支援計画実施計画」、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）を計画期間として青少年に関する施策を盛り込んだ「よこすか次世代育成プラン」を策定し、計画に基づき施策を推進してきた。

その後、横須賀市は、平成27年度（2015年度）にスタートした子ども・子育て支援法、延長された次世代育成支援対策推進法に基づき、青少年施策を加えた平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）を計画期間とする「横須賀子ども未来プラン」を策定した。そして、前期プランから5年経過した令和2年（2020年2月）に令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を計画期間とする「第2期横須賀子ども未来プラン」を策定し、さらなる施策の充実を図っている。

また、横須賀市の最上位計画である「基本構想・基本計画」の実施計画として「横須賀再興プラン」（横須賀市実施計画2018-2021）では、4つの最重点施策の1つとして子育て・教育環境の再興（整備・充実）を掲げ、そこに予算を積極的に配分していくことで、子ども・子育て支援の充実に向けた取り組みを推進している。

以上のとおり、横須賀市は、子ども・子育て支援に関して様々な取り組みを推進しており、これらの取り組みは市民の関心も高いと考えられる。包括外部監査において、財務事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する意義は高いと考えた。

横須賀市の包括外部監査では、子ども・子育て支援事業に関して、当時のこども育成部の所管事業を対象に平成 26 年度（2014 年度）に取り上げているが、前回取り上げたのが 8 年前であり、新規・拡充事業が多くあることや、前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検することは有用であるため、改めてテーマとすることに意義があると判断した。

よって、子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行を令和 4 年度の包括外部監査における特定の事件（テーマ）として選定した。

(3) 外部監査対象年度

原則として、令和 3 年度（2021 年度）とするが、必要に応じて、他の年度についても監査対象とする。

3. 外部監査実施期間

令和 4 年（2022 年）7 月 1 日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日まで

4. 包括外部監査人補助者

公認会計士	鈴木 浩	
公認会計士	米谷 直晃	
公認会計士	青木 聖太	
公認会計士	高橋 由佳	
公認会計士	石田 愛美	（戸籍姓：法月）
公認会計士	茨木 彩夏	
公認会計士	浦葉 翔太	
公認会計士試験合格者	飯島 春菜	

5. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 横須賀市の現状及び対策

1. 横須賀市の人口推移、少子化の進行状況

(1) 横須賀市の人口推移

<省略>

(2) 少子化の進行状況

<省略>

2. 少子化問題

(1) 少子化の背景

<省略>

(2) 少子化の影響

<省略>

(3) 国による少子化の対策

<省略>

3. 横須賀市の子ども・子育て支援施策の概要

(1) 第2期横須賀子ども未来プラン

<省略>

(2) 横須賀再興プラン

<省略>

(3) 横須賀市の子育て支援施策の独自の要素について

<省略>

4. 横須賀市の子ども・子育て支援体制の概要

(1) こども育成部・こども家庭支援センターの組織図・分掌事務について

<省略>

(2) 令和4年度(2022年度)の組織改正について

<省略>

第3章 監査の方針及び監査対象の決定

1. 監査の基本的な方針

包括外部監査は地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することで地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めるために導入された。

包括外部監査人は、事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合规性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。また、一方で監査を行うに当たっては、当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の観点から意見を提出することができることとされている。

したがって、監査においては法令その他規則への合规性監査に重点を置くが、コストを抑えつつより大きな効果をあげるよう努めているか、より効率的な方法が取られているか、といった、いわゆる3E（経済性、有効性、効率性）の視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

2. 監査対象事業の選定について

選定した監査テーマである子ども・子育て関連の施策を、令和3年度（2021年度）において所管しているのは、こども育成部（5課）及びこども家庭支援センター（2課）である。

こども育成部及びこども家庭支援センターが所管している事業は、全105事業¹、支出決算額は合計で248億円である。限られた時間で、深度ある監査を効果的かつ効率的に行うためには監査範囲を限定する必要がある。そこで、以下の条件を設定し、監査対象事業の絞り込みを行った。

<条件① 金額基準>

支出決算額が1,000万円以上の事業を対象とする。

ただし、児童相談課の所管事業は、抽出対象が著しく少なくなるため、100万円以上の事業を対象とした。また、当初予算額が1,000万円以上あるが、支出決算額が0円の事業については、当初予算策定過程の合理性等を検討する観点から、監査対象として選定した。

¹ 105の内訳は、一般会計が104事業、特別会計が1会計（事業）である。

<条件② 除外条件>

条件①に合致する事業でも、以下の条件（除外条件）に合致する事業は対象外とした。

除外条件	除外理由
公共施設整備等に関する事業	令和3年度（2021年度）に施設マネジメントをテーマに包括外部監査が行われており、今回はハード事業を監査対象外にすることにしたため。
小学生以上を対象とした事業	今回は、少子化の原因といわれる金銭的負担、高齢出産、心理的・肉体的な負担が顕著に生じると思われる時期である出産前～小学校入学前までの事業にフォーカスすることにしたため。
平成30年度（2018年度）の包括外部監査でテーマとして扱った補助金に関する事業	過年度の監査テーマとの重複を避けるため。 なお、結果的に抽出した事業の中には補助金を交付している事業がいくつかあった。その場合には補助金の部分も監査手続を実施している。
ワクチン接種・健康診査など保健衛生分野に関する事業	今回は、少子化の原因への対策事業を対象とし、保健衛生分野は監査対象外としたため。

上記の抽出条件で監査対象事業を選定した結果、全45事業、合計212億円の事業を監査対象事業として選定した。

(単位:千円)

No	事業名	所管課	支出決算額 (令和3年度)
1	社会福祉施設育成事業(保育所等)	幼保児童施設課	45,302
2	子ども・子育て支援給付費	幼保児童施設課	8,889,895
3	私学振興助成事業	幼保児童施設課	123,426
4	私立幼稚園(私学助成)施設等利用費支給事業	幼保児童施設課	569,818
5	認定こども園移行促進事業	幼保児童施設課	19,581
6	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	幼保児童施設課	29,861
7	病児・病後児保育事業	幼保児童施設課	20,982
8	一般事務費(こども青少年給付課)	こども青少年給付課	166,673
9	児童手当の支給	こども青少年給付課	4,487,695
10	児童扶養手当の支給	こども青少年給付課	1,435,244
11	ひとり親等医療費助成事業	こども青少年給付課	269,928
12	母子家庭等自立支援事業	こども青少年給付課	34,005
13	特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費繰出金	こども青少年給付課	9,296
14	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	こども青少年給付課	736,904
15	養育医療給付事業	こども青少年給付課	18,450
16	小児慢性特定疾病医療給付事業	こども青少年給付課	75,393
17	小児医療費助成事業	こども青少年給付課	1,141,497
18	特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	こども青少年給付課	31,942
19	児童相談所運営事業	児童相談課	22,421
20	一時保護所運営事業	児童相談課	103,881
21	児童虐待防止協力体制整備事業	児童相談課	4,260
22	児童相談所機能強化対策事業	児童相談課	4,643
23	里親委託推進等事業	児童相談課	4,751
24	児童養護施設学習支援事業	児童相談課	2,059
25	療育相談センター事業	こども家庭支援課	456,211
26	こども家庭総合支援拠点事業	こども家庭支援課	25,711
27	こども家庭支援センター管理経費	こども家庭支援課	38,467
28	児童措置費支給	こども家庭支援課	1,125,711
29	児童家庭相談事業	こども家庭支援課	12,117
30	認可外保育施設等利用費支給事業	保育課	103,612
31	地域子育て支援拠点事業	保育課	80,073
32	ファミリー・サポート・センター事業	保育課	12,432
33	支給認定・利用調整事業	保育課	16,050
34	一時預かり事業	保育課	14,427
35	公立保育園の運営管理(保育課)	保育課	388,217
36	子育て基金積立金	こども育成総務課	152,527
37	施設管理経費	こども育成総務課	76,144
38	旧逸見保育園園舎管理事業費	こども育成総務課	35,402
39	旧逸見保育園園舎管理事業費(継続事業)	こども育成総務課	0
40	こども育成部管理経費	こども育成総務課	122,963
41	公立保育園の運営管理(こども育成総務課)	こども育成総務課	104,101
42	こんには赤ちゃん事業	こども健康課	13,712
43	妊娠・出産包括支援事業	こども健康課	15,686
44	特定不妊治療費助成事業	こども健康課	111,602
45	健康福祉センター運営管理事業	こども健康課	28,454
	合計		21,181,502

(出典:横須賀市提供資料を基に監査人作成。)

3. 監査要点

監査を実施するうえで、合規性及び3E（経済性、有効性、効率性）の観点から、監査要点を以下のように設定した。

① 合規性

各種規定等に準拠して業務を実施しているか。

(例示)

- ・ 予算や決算数値が正しく作成されているか。
- ・ 事業目的と関連しない予算執行はないか。
- ・ 契約は財務規則等に沿って行われているか。
- ・ 契約相手先選定の基準は明確か。
- ・ 備品や公有財産の管理は規則に沿って適切に行われているか。
- ・ 現金管理は適切に行われているか。
- ・ 補助金等の交付にかかる事務手続は法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか。
- ・ 補助金等が補助対象外の事業または経費に充当されていないか。
- ・ 補助金等の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容等は補助対象として適切か。また、特定の団体や個人に対する優遇措置となっていないか。
- ・ 指定管理者の選定は妥当か。
- ・ 指定管理者の実施する業務は協定書・仕様書等に照らし適切か。
- ・ 指定管理者に対する市のモニタリングは適切か。
- ・ 結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・ その他、事業に係る事務の実行は関連法令等に準拠しているか。

② 事業の有効性

目的に見合った成果が現れているか。

(例示)

- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合い、反省点は具体的に評価・分析されているか。また、評価・分析結果は次年度以降の予算編成等に活用されているか。
- ・ 事業の実施において収集された情報は、担当部局以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。
- ・ 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・ 所期の目的が達成されているにもかかわらず漫然と支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず、事業内容が見直されることもなく、漫然と支出され続けているものはないか。
- ・ 財源に国または県の支出金等がある事業についても、市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

③ 事業の経済性、効率性

無駄な支出になっていないか、より少ない資源で成果を出しているか、財源確保に努めているか。

(例示)

- ・ 事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・ 経済的かつ効率的な事務を追求しているか。
- ・ 本来市が負担すべきではない、負担を避けられるコストについて負担していないか。
- ・ 契約事務において相見積もりを実施するなど、契約金額の低減努力がなされているか。
- ・ 事業の実施方法として、市の直営か民間事業者への委託又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
- ・ 他の事業との重複はないか。
- ・ 年度末に不必要な予算消化をしていないか。
- ・ 費用対効果を勘案のうえ事業を実施しているか。
- ・ 手当、助成金等の過払金（未収金）の回収は適切に行われているか。
- ・ 受益者負担の見直しの必要性はないか。

4. 監査手続

前述「3. 監査要点」に記載した監査要点を検討するために実施した監査手続は以下のとおりである。

- ①監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧するとともに、これらの資料について、事業を所管する部署にヒアリングを行い、事業の概要を把握した。
- ②支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等との整合性・合规性、及び、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検討した。
- ③貸付金及び過払金（未収金）などの債権の回収業務の合理性を検討するため、関係資料の閲覧、質問等を実施した。
- ④法令等に実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合规性を検討した。
- ⑤事業の実施報告書、議事録及び利用者アンケート等の関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検討を実施した。
- ⑥事業の成果指標の有無、達成状況及び改善施策を、担当者への質問、関連書類の閲覧等により検討した。また、成果指標ではない利用件数などのアウトプットについても、利用件数の推移状況等を把握し、利用者数等の改善施策等について、担当者への質問等により検討した。
- ⑦市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるような内部統制が構築されているかという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑧委託業務の契約相手先、補助金等の交付相手先、指定管理者の会計記録・業務実施報告書等を適時閲覧・精査し、委託契約書、補助金要綱、協定書等との整合性を確認した。
- ⑨子育て支援施設等に対して往査し、市の現場職員、委託先、指定管理者の担当者への質問、施設（建物・設備）の状況や業務実施状況の観察、現場にある書類の閲覧等を実施し、施設や事業の実施状況等を把握した。
- ⑩実施可能な事業の場合、コストの施設間比較等を行い、事業の経済性や効率性を検討した。
- ⑪検出事項（結果・意見）を発見した場合には、氷山の一角の可能性もあるため、必要に応じて他に同様の事象が起きていないか、市の全庁的な内部統制に問題点が無いかも検討した。
- ⑫今回の監査対象事業について、平成 26 年度（2014 年度）の包括外部監査で指摘・意見がある場合は、当時の横須賀市の措置状況とその後の改善状況を検討した。

第4章 外部監査の結果及び意見（総論）

1. 全庁的な指摘・意見について

各論については、第5章で述べる。ここでは、総論として、個別事業の監査をした中で気づいた全庁的な問題点（結果・意見）を記載する。

【結果1】 フロン排出抑制法に基づく定期点検義務の確認と、再発防止策の検討 （現状と課題）

フロン排出抑制法（平成27年（2015年）4月1日より施行）で求められる空調設備の定期点検義務について、横須賀市の子育て支援施設である「はぐくみかん」において、法施行日から調査時点（令和4年（2022年）9月）まで果たされておらず、法令違反の状態にあったことが判明した。事案の詳細はNo37 施設管理経費事業の4. 監査の結果及び意見の「結果9」（80頁）を参照されたい。

本事案の原因は、法令の制定・改正があつたにもかかわらず、所管課がそれを認識していなかったことにある。

所管課に対する指摘（結果）は、No37 施設管理経費事業の4. 監査の結果及び意見で記載しているが、監査人は、本事案は所管課だけの問題ではなく、全庁的な問題点があると考えたため、総論で記載することとした。

（結果）

- ① フロン排出抑制法に基づく定期点検義務のある空調設備は他の公共施設にもあると考えられるため、はぐくみかんと同じことが起きていないか、横須賀市において全庁的に確認し、法令違反の状況があれば早急に対応することが必要である。

公共施設の点検などの維持管理は基本的には施設所管課に任せられており、全庁的に所管している課は無いと伺っている。本事案について確認するのは施設所管課になると考えられるが、横須賀市が所有する公共施設は多数あるため、漏れが無いように、全庁的な確認を取り仕切る課を横須賀市において決定することが望ましい。

- ② 一般論ではあるが、法令順守のためには、重要な法令の制定・改正が生じた場合の情報収集ルートを明確にし、また法令の制定・改正にかかる影響の検討を実施し、その検討結果を文書化することが重要である。横須賀市においては、法令の制定・改正の情報収集及び対応は基本的には各所管課に任せている。本事案を踏まえ、仕組みに課題がなかったかを分析し、再発防止策を検討することが望ましい。

【結果2】過去の監査結果・意見及び措置状況の庁内における引継ぎ

(現状と課題)

今回の監査において、当時のこども育成部の所管事業を対象に平成26年度(2014年度)に行った監査の結果や意見に対する横須賀市の措置状況についても点検した。

その結果、当時の監査人の結果・意見及び横須賀市の措置状況が、課内で共有されず、人事異動等により引き継がれることなく未改善のまま放置されていたケース

(No18 特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費)や、横須賀市の措置を1年間だけ実施したが、その後は元に戻ってしまっていたケース(No25 療育相談センター事業)、所管は検討したと主張しているが現状維持の理由などが記録に残っていないケース(No1 社会福祉施設育成事業)が発見された。

人事異動等がある中で、過去の包括外部監査の指摘が引き継がれていないことや、包括外部監査の指摘を受けて横須賀市が措置した事項が継続的に実施されていないことなどが課題である。

(結果)

第3章1. 監査の基本的な方針に記載した包括外部監査制度の趣旨を鑑みると、監査人の結果・意見と、市の措置状況については庁内で共有するとともに、人事異動等があっても後任者に引き継いでいく体制を構築していくべきである。その際、何らかの理由で対応できない場合には、その理由を記録に残すことが重要と考える。

【意見1】成果指標の設定と事業の見直し

(現状と課題)

今回の監査では、事業の有効性を検討する観点から、各事業においてKPI(重要業績評価指標)等の成果指標が適切に設定されているかを検討した。適切な成果指標を設定することで、例えば目標が未達成に終わった場合に課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになることが期待される。また、例えば予算編成時に財政当局と成果指標及び達成状況を共有することで、事業そのものの必要性や事業の見直しに関する建設的な議論が促されることで、結果として限られた予算の適正配分につながることも期待される。

検討の結果、No3 私学振興助成事業のように成果指標が設定されているが改善の余地のある事業、No31 地域子育て支援拠点事業やNo32 ファミリー・サポート・センター事業のようにそもそも成果指標の設定が無いため意見とした事業が検出されている。

横須賀市としても、適切な成果指標を設定することを各課に推奨していると伺っているが、今回の監査を通じて、改めて全庁的な課題であると感じたため、総論で意見として記載することとした。

(意見)

成果指標の重要性に鑑み、今回、個別に意見を記載した事業以外でも、適切な成果指標を設定し、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しが行われているかについて、全庁的に検討を実施することが望ましい。

【意見2】設備の修理用備品の確保の必要性の検討

(現状と課題)

No37 施設管理経費事業の監査の中で、児童相談所の一時保護施設の天井埋め込み型の業務用エアコン（空調設備）の故障の修理について、修理用備品の保管期限切れで入手できないことにより、修理に高額な費用を要することが分かっている。この事案の詳細はNo37の意見44（81頁）を参照されたいが、本事案には監査要点の1つである経済性の観点から、全庁的に共有すべき問題があると監査人が判断したため、意見を総論で述べることとする。

現在、横須賀市では、公共施設の保全の仕方を、故障してから直すという「事後保全」から、点検・診断を定期的実施し、壊れる前に直すという「予防保全」に変更していこうとしている。

令和3年度（2021年度）に施設マネジメントをテーマに包括外部監査を実施しているため、詳細はここでは割愛するが、保全の仕方を事後保全から予防保全に変更することで、一般的にはライフサイクルコスト²が縮減すると言われている。しかし、設備の修理用備品が入手できない場合、本事案では、事後保全から予防保全に変更したとしても高額な修理費用が発生してしまう場合があることを示唆している。

(意見)

今回した故障した空調設備の耐用年数は、横須賀市公共施設保全計画の表2-4に記載の耐用年数³によると、20年である。耐用年数（20年）がメーカーによる修理用備品の保管年数（10年）を超える設備であり、実際には15年目で故障していた。

設備は、一般的には耐用年数に近づくと故障が多くなると言われている。特に、今回のように、耐用年数がメーカーによる修理用備品の保管年数より長い場合には、故障時の修理用備品をどのように確保するかについて、費用対効果も勘案し、検討することが望ましい。

今回の児童相談所の一時保護施設における空調設備の故障を教訓に、他の公共施設においても、以下の検討をすることが望ましい。

- ① 修理用備品の確保状況を確認する。
- ② 修理用備品を確保していない公共施設においては、経済性の観点から、修理用部品を確保した場合と、現状維持（修理用備品を確保しない場合）の費用を比較検討する。
- ③ 修理用部品を確保したほうが経済的（すなわち費用負担が少ない）と見込まれる場合には、修理用部品の確保に動くべきである。

² ライフサイクルコスト：施設等の設計費や建築・建設だけでなく、維持、管理運営、改修、解体処分に至るまでに必要な総経費をいう。

³ 横須賀市公共施設保全計画の表2-4の出所は、「平成31年版建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修・一般財団法人建築保全センター編集）」である。

また、公共施設の保守などの維持管理は基本的には施設所管課に任せられており、全庁的に所管している課は無いと伺っている。本事案について確認・検討するのは施設所管課になると考えられるが、横須賀市が所有する公共施設は多数あるため、全庁的な確認を取り仕切る課を横須賀市において決定することが望ましい。

なお、今回の事案は空調設備の故障であるが、他の電気設備（受変電設備、昇降機など）や機械設備（熱源設備など）においても、同様の観点から検討することが望ましい。

2. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。結果が10項目、意見が48項目あり、合わせて58項目である。結果及び意見の定義については、目次の次頁に記載の「本報告書における記載内容の留意点」を参照されたい。

事業名	監査の結果及び意見		頁			
			概要版	報告書		
総論						
総論（全庁的な課題）	結果	1	フロン排出抑制法に基づく定期点検義務の確認と、再発防止策の検討	10	21	
	結果	2	過去の監査結果・意見及び措置状況の庁内における引継ぎ	11	22	
	意見	1	成果指標の設定と事業の見直し	11	22	
	意見	2	設備の修理用備品の確保の必要性の検討	12	23	
I 幼保児童施設課						
No1	社会福祉施設育成事業	意見	3	包括外部監査の意見の検討過程及び検討結果の記録	16	29
No2	子ども・子育て支援給付費	意見	4	保育・教育施設からの給付費申請システムの導入	18	36
No3	私学振興助成事業	意見	5	成果指標の設定	20	45
		意見	6	規則及び要綱遵守の確認	21	46
		意見	7	決算書の確認	22	47
		意見	8	神奈川県私立幼稚園教育研究三浦半島地区大会の開催主管に係る増額分	23	48
No4	私立幼稚園（私学助成）施設等利用費支給事業	意見	9	子ども・子育て支援新制度電子システムのログ管理	24	52
		意見	10	施設からの園児名簿提出方法	25	52
No5	認定こども園移行促進事業			—		
No6	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業			—		
No7	病児・病後児保育事業	意見	11	指定管理者の決算書の内容確認	28	63
		意見	12	病児・病後児保育施設のキャパシティ	29	64
		意見	13	病児・病後児保育センターのキャンセルポリシー	32	66
		意見	14	訪問型病児・病後児保育利用助成額	32	66
		意見	15	うわまち病院病児・病後児保育センターの耐震化	33	67
II 子ども青少年給付課						
No8	一般事務費（子ども青少年給付課）			—		
No9	児童手当の支給	意見	16	申請用タブレット端末と福祉システムとの連携	35	75
No10	児童扶養手当の支給	意見	17	申請用タブレット端末と福祉システムとの連携	36	78
		意見	18	過払金管理とシステム導入の検討	37	79
No11	ひとり親等医療費助成事業	意見	19	過払金管理	38	82
No12	母子家庭等自立支援事業			—		
No13	特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費繰出金			—		
No14	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費			—		
No15	養育医療給付事業			—		
No16	小児慢性特定疾病医療給付事業			—		
No17	小児医療費助成事業	意見	21	助成対象項目の複雑さによる業務の属人化	45	98
No18	特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	結果	3	貸付対象の誤解	46	102
		結果	4	貸付条件のシステム登録時のダブルチェック	46	102
		結果	5	平成26年度（2014年度）の監査指摘や意見の担当部内での認識	47	103
		意見	22	貸付金の審査基準へのマニュアル反映について（一部、平成26年度（2014年度）意見事項）	47	103
		意見	23	債権回収事務の一元化について（平成26年度（2014年度）意見事項）	48	104
		意見	24	債権管理システムの活用について（平成26年度（2014年度）意見事項）	48	104
		意見	25	貸付金の返済期間について（平成26年度（2014年度）意見事項）	49	105

事業名	監査の結果及び意見	頁	
		概要版	報告書
Ⅲ 児童相談課			
No19 児童相談所運営事業	意見 26 児童虐待防止の啓発	50	112
No20 一時保護所運営事業	意見 27 給食業者の選定	51	117
	意見 28 一時保護所運営にかかわる寄附（物品）の募集	52	118
	意見 29 会計年度任用職員の待遇	53	119
No21 児童虐待防止協力体制整備事業	—		
No22 児童相談所機能強化対策事業	意見 30 専門家との契約の締結	55	125
	意見 31 専門員の任期	56	126
No23 里親委託推進等事業	—		
No24 児童養護施設学習支援事業	意見 32 学習講師の勤務実態の確認	58	132
Ⅳ こども家庭支援課			
No25 療育相談センター事業	結果 6 指定管理者の支出内容の検討	59	138
	結果 7 療育センターに貸与している備品管理の徹底	61	140
	意見 33 横須賀市療育相談センターの第3期の指定管理者の選定手続き	62	141
No26 こども家庭総合支援拠点事業	—		
No27 こども家庭支援センター管理経費	—		
No28 児童措置費支給	意見 34 児童措置費の前払い（進学時の制服代等）	66	158
	意見 35 児童措置費のチェック作業の効率化	67	159
	意見 36 児童措置費負担金の未収金の回収努力	68	160
No29 児童家庭相談事業	—		
Ⅴ 保育課			
No30 認可外保育施設等利用費支給事業	—		
No31 地域子育て支援拠点事業	結果 8 業務委託契約で提出が求められる収支報告書の提出漏れ	71	171
	意見 37 業務委託契約で提出が求められる書類の確認	72	171
	意見 38 web会議システムを活用	72	172
	意見 39 成果指標の設定	73	172
No32 ファミリー・サポート・センター事業	意見 40 事故対応マニュアル	74	177
	意見 41 成果指標の設定	75	177
No33 支給認定・利用調整事業	—		
No34 一時預かり事業	意見 42 領収書の管理	77	185
No35 公立保育園の運営管理（保育課）事業	意見 43 船越保育園のボイラー室	78	188
Ⅵ こども育成総務課			
No36 子育て基金積立金	—		
No37 施設管理経費	結果 9 フロン排出抑制法の未遵守	80	194
	意見 44 業務用エアコンの故障に伴う対応	81	195
No38 旧逸見保育園園舎管理事業費	意見 45 補助金交付申請の事前確認	84	202
No39 旧逸見保育園園舎管理事業費（継続事業）	—		
No40 こども育成部管理経費	—		
No41 公立保育園の運営管理（こども育成総務課）	意見 46 給食材料業者の比較検討	87	208
Ⅶ こども健康課			
No42 こんにちは赤ちゃん事業	結果 10 会計年度任用職員の超過勤務代の未払	89	213
	意見 47 会計年度任用職員の給与水準の見直し	90	214
	意見 48 横須賀市助産師会への補助金金額の根拠	90	214
No43 妊娠・出産包括支援事業事業	—		
No44 特定不妊治療費助成事業	—		
No45 健康福祉センター運営管理事業	—		

注 1: 「監査の結果及び意見」の欄の「—（バー）」は、監査の結果、結果及び意見として報告すべきものが無かったことを指している。

注 2: 表中の右側にある「頁」は、本概要版及び報告書（本編）における各項目の記載箇所である。

第5章 外部監査の結果及び意見（各論）

I 幼保児童施設課（令和4年度民生局福祉こども部子育て支援課）

No1 社会福祉施設育成事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見3】 包括外部監査の意見の検討過程及び検討結果の記録

（現状）

平成26年度（2014年度）の包括外部監査において、「保育園の運営主体が社会福祉法人か営利法人かに関わらず、市の保育事業の充実のため必要な補助金については、交付していくことが望ましい」という意見があった。

これに対して、横須賀市作成「平成26年度包括外部監査結果に係る意見への対応状況について」において、対応の内容として「施設育成費などは社会福祉法人のみに補助しているが、課題も多いことは承知しているので、そのあり方について検討していきたい。」としている。

所管課は検討した結果、「社会福祉法人の事業が社会福祉事業に特化され、公益性が認められているものの、必ずしも財政基盤が盤石とは言い難い。市内において、安定的かつ継続的に質の高い保育を受けられる環境を創出することを目的とするが、限られた財源の中ですべての運営団体に補助を行うことは困難である以上、社会福祉法人に限って財政支援を行うことに一定の合理性がある」と結論付け、令和3年度まで社会福祉法人に限って補助している。

監査人としても、他の法人格が利用できる様々な補助制度があること、社会福祉法人に一定の公益性が認められることから、横須賀市の判断は許容できるものと判断した。

ただし、所管課は度重なる組織改編により、当該検討過程及び検討結果の記録が残っていないと主張している。

（課題）

包括外部監査の意見に対する措置について、記録が残っていない場合、誰がどのような検討を行い、どのような結果となったのかが不明確である。

(意見)

今後は、検討過程及び検討結果を適切に記録し、保存することが望ましい。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

<省略>

No2 子ども・子育て支援給付費

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見4】 保育・教育施設からの給付費申請システムの導入 (現状)

当該給付費は私立保育所を除き法定代理受領⁴であるため、施設が横須賀市に対して請求を行う。

施設は所管課が作成した様式に請求の基となる児童数、職員配置状況等を入力し、所管課に提出する。

所管課では、管内施設対象の教育・保育給付費については、施設が提出した請求関係書類の内容が適切であることを確認した後、請求関係書類を基に給付金額を算出する子ども・子育て支援システムに入力している。管外施設の教育・保育給付費及び管内施設対象の市加算費については、施設が提出した請求関係書類の内容が適切であることを確認した後、所管課が作成した独自の計算シートに入力、給付金額を算出している。

その後、支出処理を行うために横須賀市の財務会計システムに支出額を手入力する。支給認定区分や保育時間区分の変更等による児童数の増減に伴い、支給済額からの差額が生じる可能性があるため、毎月、精算処理を実施している。

令和3年度の給付対象施設数は143施設であり、令和3年度の決算額は8,889,895千円と高額であるが、この処理の主担当は所管課の1人のみである。管内施設については毎月給付を行っているため、短時間での処理が求められる。

⁴ 当該給付費の享受者は、児童の保育料を施設に支払っている保護者等であるため、本来であれば保護者等は施設に保育料を満額支払った上で、横須賀市に対し申請及び受取を行う。ただし、法定代理受領の場合は、施設が保護者等に代わって申請及び受取を行い、給付費相当額を差し引いた金額を保護者等に請求する。

(課題)

所管課での確認・入力工程が煩雑であるため、それらの確認・入力に多くの労力を要している。また、請求関係書類の内容をシステムに入力しているため、入力ミスが発生する可能性や、主担当が1人であるため業務が属人化することでブラックボックス化する懸念がある。

また、計算シートで給付額を算出するものもあるが、制度等が変更になった場合は、これらを手で修正しなければならず、給付額を誤る可能性がある。

(意見)

他自治体において、施設が直接システムに請求内容を入力することで、即時に施設と所管課が給付内容や給付額をオンライン上で確認できるシステムが導入されている例がある。横須賀市においても、このようなシステムの導入を検討することが望ましい。システム導入に際しては、なるべくミスが発生せず属人化しないよう、管外施設の教育・保育給付費及び管内施設対象の市加算費も算出でき、財務会計システムと連携するようなシステムとすることも検討することが望ましい。

また、システムの導入が難しい場合には、他自治体の人員配置も参考に、適切な人員配置を検討し、過誤給付、業務の属人化及びブラックボックス化を防止することが望ましい。

No3 私学振興助成事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見5】成果指標の設定

(現状)

当事業は5つの補助メニューがあるが、成果指標は事業として1つのみ設定されている。そのため、事業内容としてのそれぞれの補助メニューと成果指標が直接リンクしているとは言い難いものがある。例えば、横須賀市私立幼稚園協会研修費補助は、補助を行ったからといって、市内対象年齢児の私立幼稚園等在園率が増加するとは限らないと考えられる。

(課題)

幼児教育の充実という事業目的と成果指標がリンクしていない。成果指標を適切に設定しないと、事業の効果を適切に測ることが困難になる可能性がある。

(意見)

補助メニューごとに適切な成果指標を設定することを検討することが望ましい。

例えば、横須賀市私立幼稚園協会研修費補助は、成果指標として、研修参加人数や研修参加延時間⁵等が考えられる。

⁵ 研修時間×研修参加人数の合計

【意見6】規則及び要綱遵守の確認

(現状)

補助金等交付規則（以下、規則という。）第15条及び私立幼稚園建設費等補助金交付要綱（以下、要綱という。）第9条において、補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、建設工事の完成日から15年を経過する日までは、目的に反する使用、譲渡、交換、担保に供することが制限されている。

園舎の取り壊しや用途の変更等、凶面の変更が生じる場合には、必ず施設から届出される制度となっているが、万が一施設が届出を失念し、目的外使用、譲渡、交換、担保提供を行った場合、所管課がそれを把握することができない。

所管課において、当事業により取得された財産が、建設工事の完成日から15年を経過する日まで、目的に反する使用、譲渡、交換又は担保に供されていないことの確認を行っていない。

また、所管課において手許資料として保管されているのは、平成28年度（2016年度）の施設別の取得物がわかる資料のみである。

(課題)

補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、建設工事の完成日から15年を経過する日までは、目的に反する使用、譲渡、交換、担保に供することが制限されているという規則や要綱を十分に理解していない施設に対して、所管課が補助金を支給した場合、施設が誤って規則違反や要綱違反をしてしまう可能性がある。

(意見)

申請時に、施設が要綱や規則を理解したことがわかるよう、交付決定の際に交付決定通知書に要綱や規則の抜粋文を掲載したり、申請欄に署名を行ってもらうよう、申請フォーマットを修正したりすることが望ましい。

また、所管課が取得物の実在性を実際に確認することも考えられる。

所管課としても、施設が処分等により同種の申請を行っていないことを把握するために、少なくとも15年間は施設別の取得物がわかる資料を保管しておくことが望ましい。

【意見7】決算書の確認

(現状)

所管課は、協会に対し、市内幼稚園等設置者、園長及び教職員の研修を行い、市全体の幼児教育の充実を図るため、協会の研修費補助として、毎年1,000千円を上限に補助を行っている。所管課は、年度末に協会の決算書等を入手し、研修費支出合計が1,000千円を超過していることを確認している。ただし、研修費支出の内訳が不明であるため、補助した1,000千円がどのような内訳に使用されたのかを入手した情報から把握することが困難である。

(課題)

当補助金は研修費補助として支給しているものであるため、補助金全額が研修費に充当されていないとすれば合规性に問題が生じる可能性がある。

(意見)

所管課は補助金が研修目的で使用されていることを確認するために、補助金1,000千円が研修費のどの内訳にいくら充当されたかがわかる資料を入手することが望ましい。

【意見 8】 神奈川県私立幼稚園教育研究三浦半島地区大会の開催主管に係る増額分
(現状)

協会に対し、市内幼稚園等設置者、園長及び教職員の研修を行い、市全体の幼児教育の充実を図るため、協会の研修費補助を行っている。

令和元年度（2019年度）までは基準額として毎年600千円を上限としていたが、令和元年度に、協会が神奈川県私立幼稚園教育研究三浦半島地区大会（以下、大会という。）の開催主管であったことから、開催主管加算として、基準額に加えて400千円を上限として補助を行った。結果として、令和元年度（2019年度）は合計1,000千円の補助を行った。

令和2年度（2020年度）以降は、協会と所管課の協議の結果、基準額の上限を年額1,000千円に引き上げた。

横須賀市私立幼稚園協会研修費補助の推移は図表5-1-3-18のとおりである。

図表 5-1-3-18 横須賀市私立幼稚園協会研修費補助の推移

	平成30年度 (2018年度) 以前	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
基準額 (千円)	600	600	1,000	1,000
開催主管加算 (千円)	—	400	—	—
補助合計額 (千円)	600	1,000	1,000	1,000

出典：所管課提出資料

(課題)

平成30年度（2018年度）までは、大会の開催主管であったとしても開催主管加算制度がなく、補助額は年額600千円であり、その状況でも、協会は研修活動及び大会の主管を実施することができていた。

令和元年度に開催主管加算400千円、令和2年度以降基準額を従来の600千円に400千円を加えた合計1,000千円を補助しているが、財源が有限であるため、公平性や経済性の観点で問題になる可能性がある。

(意見)

他自治体等の状況も勘案し、制度そのものの在り方とその補助金額について、所管課は検討することが望ましい。

No4 私立幼稚園（私学助成）施設等利用費支給事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見9】 子ども・子育て支援新制度電子システムのログ管理

（現状）

所管課では、2週間に1回、認定こども園、保育所、幼稚園の入園、給付認定、保育料等を管理する子ども・子育て支援新制度電子システムのログ確認を行っている。

具体的には、各課のログ確認担当者が、サーバ室からログデータを取得し、その後自席において、ログデータ上の不正ログの有無を確認している。不正ログを識別した場合には上席者に報告する。

（課題）

ログ確認担当者自身が不正アクセスしていた場合、上席者に報告せず、データの流出や悪用がなされる可能性がある。

（意見）

サーバ室からログデータを取得する担当者と、ログデータ上の不正ログの有無を確認する担当者を分けることが望ましい。例えばデータ取得者は担当者、データ確認者は上席者とするのが考えられる。データ確認者が不正アクセスしていた場合には、現状と同様の課題となる可能性があるが、データ取得者とデータ確認者を分離することで牽制になると考えられる。

【意見 10】施設からの園児名簿提出方法

(現状)

当該事業は法定代理受領の形態であるため、施設が保護者等に代わって支給申請を行っている。申請に際して、施設は横須賀市に園児名簿も併せて提出するが、その際郵送にて紙の名簿を提出している。

その後、所管課は園児の在籍確認のため、横須賀市が市内の認定園児を管理する園児管理システム上の園児名簿をパソコン画面上に表示し、施設が紙で提出した各園の園児名簿と目視にて突合している。

(課題)

在籍確認のための目視突合は効率的ではない。

(意見)

多くの施設は園児名簿を Excel 等の電子的方法によって作成しているため、電子データの状態で横須賀市に提出してもらうことによって、電子的にデータ間の突合を行うことが可能になると考えられる。

この点、所管課は E-mail 等は誤送信リスクがあると主張しているが、他の事業では E-mail にて園児名簿の授受をしている。当該事業においても、電子データによる園児名簿の授受を検討することが望ましい。

No5 認定こども園移行促進事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No6 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No7 病児・病後児保育事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 11】 指定管理者の決算書の内容確認

(現状)

病児・病後児保育センターの運営を指定管理者に委託しており、所管課は年度末に指定管理者の決算書を入手している。所管課は決算書を閲覧し、事業継続性に影響がないかを確認している。ただし、決算書のチェックポイントをまとめたチェックリスト等はなく、担当者の異動等により、そのチェック目線が統一されない可能性がある。

(課題)

決算書は報告体の財政状態及び経営成績を表すものであり、内容を確認することで報告体の状況を読み取ることができる。

しかし、決算書のチェック目線が統一されていないため、継続的に報告体である指定管理者の現在及び将来に関する客観的な情報を読み取ることができていない可能性がある。

(意見)

所管課は決算書のチェックポイントをまとめ、継続的にチェックが行われる体制を構築することが望ましい。

【意見 12】 病児・病後児保育施設のキャパシティ

(現状)

病児・病後児保育施設の存在意義は、インフルエンザの流行時等でも、発熱した児童を預ける場所を確保することで、共働き家庭が仕事を続けられるようにすることであると考えられる。共働き家庭の社会インフラの機能を有する病児・病後児保育施設は令和3年度（2021年度）において、1施設のみの開設・運営だった。

例えば、他自治体においては以下の状況にある。

図表 5-1-7-5 横須賀市と近隣自治体の人口と病児・病後児保育施設数

	横須賀市	横浜市	川崎市	相模原市
0歳～12歳人口 (単位：人) ⁶	34,608	381,416	161,642	70,850
病児・病後児保育施設数 (単位：箇所) ⁷	1	29	7	3 ⁸
うち病児保育施設 (単位：箇所)	0	25	4	2
うち病後児保育施設 (単位：箇所)	0	4	3	1
うち病児・病後児保育施設 (単位：箇所)	1	0	0	0
割合(病児・病後児保育施設数/0歳～12歳人口)	0.0028%	0.0076%	0.0043%	0.0042%

出典：所管課提出資料

(課題)

社会インフラの機能を有する病児・病後児保育施設が1施設のみの開設・運営では安心して子育てができない可能性がある。

⁶ 横須賀市、相模原市の0歳～12歳人口は令和3年（2021年）10月1日現在住民基本台帳登録人口による。横浜市、川崎市の0歳～12歳人口は令和3年（2021年）9月30日現在住民基本台帳登録人口による。

⁷ 令和4年3月31日時点の施設数。横須賀市の病児・病後児保育施設数は所管課作成資料による。横浜市、川崎市、相模原市の病児・病後児保育施設数は監査人が各市に電話にて確認した。

⁸ 相模原市・八王子市・町田市の3市の市民が病児保育施設を相互に利用できる広域連携協定を締結しており、八王子市3施設や町田市3施設の病児保育施設を利用することができる。

(意見)

たしかに、令和2年度(2020年度)と令和3年度(2021年度)の病児・病後児保育センターの利用者延べ数が著しく少ない。特に令和2年度(2020年度)は利用者延べ数が4名であるが、事業費は20,789千円であり、単純計算すると1名預かることに5,197千円の税金が使われていることになる。

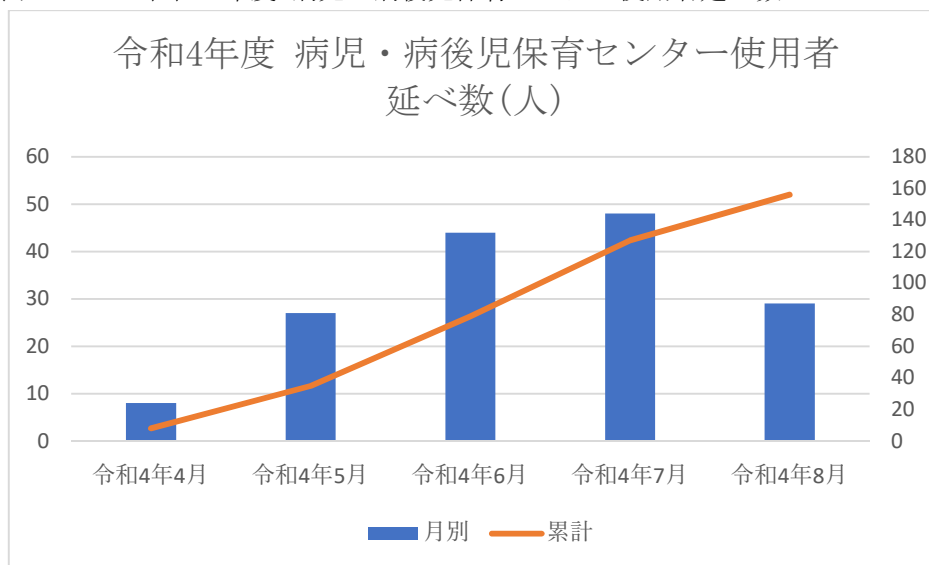
ただし、インフルエンザの流行等は横須賀市でコントロールできるものではなく、どのような状況下においても、より安心して子育てができる環境を整備することが自治体の役割であると考えられる。

施設数と受入可能人数は必ずしも比例するわけではないため、病児・病後児保育施設数を0歳～12歳人口で除した割合のみでキャパシティをはかることは難しいが、単純に考えると横須賀市のキャパシティは小さいように見受けられる。

社会インフラとして、適切なキャパシティを有する病児・病後児保育施設の設置・運営を行うことが望ましい。

ただし、令和4年度(2022年度)に横須賀市は新たな病児・病後児保育施設として、中央こども園病児・病後児保育センターを開設した。その結果、利用者延べ数は増加している。図表6-1-7-6にあるように、令和4年(2022年)8月末時点で2センターの利用者延べ数は156人であり、単純計算で年間374人⁹の利用者が想定される。

図表6-1-7-6 令和4年度 病児・病後児保育センター利用者延べ数



出典：所管課提出資料を基に監査人作成

中央こども園病児・病後児保育センターは横須賀市の中心地にあり、立地的に利便性が良いため、利用者延べ数が増加したものと所管課は推測している。

⁹ 156 (人) (令和4年(2022年)4月から令和4年(2022年)8月までの5か月間の利用者延べ数) ÷ 5 (か月) × 12 (か月) = 374.4

うわまち病院病児・病後児保育センター含め、今後もさらに使用者が増加するように、所管課は更なる検討を行うことが望ましい。

【意見 13】 病児・病後児保育センターのキャンセルポリシー

(現状)

病児・病後児保育センター条例施行規則第4条第4項において、次のように予約キャンセルについての定めがある。「予約を認められた者が、当該予約を取り消そうとするときは、使用日の前日(条例第10条に規定する開設時間内に限る。)又は使用日の午前7時30分から午前8時までの間に、施設に連絡して取り消さなければならない。」

(課題)

当該規則は予約キャンセルに関する手続きを定めたものであり、当該規則を遵守しない使用者が使用予定がないのに予約を行った場合、他の使用したい使用者は使用できない可能性がある。

(意見)

規則に記載の時刻を経過しても使用者の使用がない場合、又は使用者と連絡がとれない場合には予約の自動キャンセルをすることができる等の定めをすることが望ましい。

【意見 14】 訪問型病児・病後児保育利用助成額

(現状)

横須賀市訪問型病児・病後児保育利用助成制度実施要綱(以下、要綱という。)第3条において、以下のように訪問型病児・病後児保育利用助成額について定められている。

助成額は、予算の範囲内において次の各号のいずれか低い額とする。

- (1) 1回の病気における対象事業の利用額(入会金、年会費、食費、送迎費等の経費は除く。)の総額を2で除した額に相当する額
- (2) 対象事業の利用時間に1,000円を乗じて得た額

要綱第3条第2号で、「利用時間」の記載があるが、この時間数が小数であった場合の切り捨てや切り上げについての定めがない。

(課題)

例えば、1時間5分の利用時間であった場合、65/60時間(=1.0833…時間)であるが、この場合のどの数値を切り捨て又は切り上げするか定めがないため、担当者による恣意性が混入する可能性がある。

(意見)

要綱において、時間数が小数であった場合の切り捨てや切り上げについて記載し、定めることが望ましい。

【意見 15】 うわまち病院病児・病後児保育センターの耐震化

(現状)

うわまち病院病児・病後児保育センターは、うわまち病院内に設置されている。うわまち病院は国立病院であった時代に建てられたものであり、平成 14 年（2002 年）7 月に国から移譲を受けた。主たる病棟が建築後 50 年以上を経過し、老朽化のほか、手狭なため病院運営上の課題となっていたことから、平成 27 年（2015 年）2 月に横須賀市立病院運営委員会に対し、うわまち病院の建替えについて諮問し、平成 30 年（2018 年）3 月に早期建替えの必要性について答申を受けた。答申をもとに、庁内関係部局で検討を重ね、平成 30 年 8 月（2018 年）にうわまち病院の建替及び、移転方針（久里浜への移転）が決定した。令和 7 年（2025 年）3 月に移転予定であるが、移転までは現病院内で病児・病後児保育事業のサービス提供を行う。

移転までの耐震化の状況について、所管課は、病児・病後児保育センターが使用している宿舎について耐震診断は行っていないものの、建物構造（鉄筋コンクリート造 4 階建）を鑑み、移転までの間に耐震化を行う緊急性はないと考えている。

このような判断があったとしても、病児・病後児保育センターは、病児や病後児を預かる施設であり、安全であることが第一条件であると考えられるため、被災時において被害を最小限に抑える工夫が必要である。

(課題)

被災時において被害を最小限に抑えるための災害対策が十分になされていない場合、施設を利用している病児・病後児の安全に支障をきたす可能性がある。

(意見)

うわまち病院は令和 7 年（2025 年）3 月に移設予定であり、それにあわせて、うわまち病院病児・病後児保育センターも移設予定であるが、移転まで安全に運営できる方法を継続的に検討することが望ましい。

例えば、うわまち病院病児・病後児保育センターにおいて、うわまち病院全体として防災マニュアルを作成しているが、病児・病後児保育センター専用の防災マニュアルの作成がない。また、うわまち病院病児・病後児保育センターの備蓄品や防災安全グッズの備えは、職員分のヘルメットのみしかなく、うわまち病院病児・病後児保育センター用の備蓄品や病児・病後児分の安全グッズがない。再度、うわまち病院病児・病後児保育センターの災害対策を見直し、これらを整備することが望ましい。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

<省略>

Ⅱ こども青少年給付課（令和4年度民生局こども家庭支援センターこども給付課）

No8 一般事務費（こども青少年給付課）

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No9 児童手当の支給

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 16】 申請用タブレット端末と福祉システムとの連携

(現状)

窓口での申請においては、専用のタブレット端末を利用して入力作業が行われている。児童手当、児童扶養手当、小児医療、ひとり親医療といった福祉システムを利用している事業の申請手続については、申請者が Web 上で事前に申請書を作成しデータ送信できる「手続きナビ」の機能が実装されており、当該入力情報を呼び出すことができる端末となっている。ただし、当該端末は福祉システムとデータ連携していない。データ移行方法としては、一旦紙出力の上で担当者が手入力により福祉システム入力している。

(課題)

タブレット端末を利用しているにも関わらず、福祉システムへのデータインプットは手入力による作業が必要であり、データ反映の適時性、入力内容の正確性に関するリスクがある。

(意見)

タブレット端末と福祉システムとの間にデータ連携の仕組みを構築することができると、タブレット端末に入力した内容を即座に福祉システムへ自動反映することが可能となり、従来と比較して手入力作業を削減させることが可能になると考えられる。一方、システム改訂は時間とコストを要すること、また現在国が自治体システム標準化を進めていることから、費用対効果の観点も加味した上での見直し方針の内容や実施時期の検討が望まれる。

No10 児童扶養手当の支給

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見17】申請用タブレット端末と福祉システムとの連携

(現状)

窓口での申請においては、専用のタブレット端末を利用して入力作業が行われている。児童手当、児童扶養手当、小児医療、ひとり親医療といった福祉システムを利用している事業の申請手続については、申請者がWeb上で事前に申請書を作成しデータ送信できる「手続きナビ」の機能が実装されており、当該入力情報を呼び出すことができる端末となっている。ただし、当該端末は福祉システムとデータ連携していない。データ移行方法としては、一旦紙出力の上で担当者が手入力により福祉システム入力している。

(課題)

タブレット端末を利用しているにも関わらず、福祉システムへのデータインプットは手入力による作業が必要であり、データ反映の適時性、入力内容の正確性に関するリスクがある。

(意見)

タブレット端末と福祉システムとの間にデータ連携の仕組みを構築することができると、タブレット端末に入力した内容を即座に福祉システムへ自動反映することが可能となり、従来と比較して手入力作業を削減させることが可能になると考えられる。一方、システム改訂は時間とコストを要すること、また現在国が自治体システム標準化を進めていることから、費用対効果の観点も加味した上での見直し方針の内容や実施時期の検討が望まれる。

【意見 18】 過払金管理とシステム導入の検討

(現状)

現在利用している福祉システムは使用開始からかなりの年月が経過しており限られた機能しか搭載されておらず、債権管理機能は搭載されていない。そのためシステム外でエクセルによる管理表が作成されており、担当者 1 名が専属で督促も含めた回収管理を行っている。児童扶養手当の過払い金の発生要因の主なものとしては、住民票上ではわからない事実婚の開始により受給資格を喪失しているにも関わらずそのまま支給を受けている場合が多く、受給者の世帯状況の変化を確認することができる機会が基本的に年に 1 回行われる現況届の調査時となるため、少額な場合が多いものの毎年発生している。令和 4 年（2022 年）9 月時点では約 60 件、14,588 千円ほどの過払い金が回収されておらず、直近の回収額実績としては、令和元年度（2019 年度）が 4,123 千円、令和 2 年度（2020 年度）が 1,482 千円、令和 3 年度（2021 年度）が 2,333 千円となっている。

(課題)

システムを導入しているにも関わらず、過払金の算出や回収管理をシステム外にて手作業で行っているため、結果として手続きの効率化に繋がっていない。

また、担当者 1 名のみで管理を行っているため、当該担当者が不在となった際の引継ぎ体制に不安がある。

さらに、将来実装が見込まれる地方公共団体情報システムの標準化の際、システムの標準仕様やそれに合わせて推奨される業務フローと現在の業務フローの乖離発生により、当初導入時に多くのコストが発生する可能性がある。

(意見)

将来的には地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化が進められることが見込まれており、児童扶養手当については厚生労働省ホームページ上にて既にシステム標準仕様書が公表されている。通常システムに搭載されることが多い標準的な機能については早期に導入可否の検討及び実際の業務フローにのせることにより効率的な進め方の整理を始めることが望ましい。

また、督促などの注意が必要な管理について、経緯を把握する担当職員の追加、または管理機能をシステム導入する等の標準化により誰でもすぐに対応可能な管理体制を整備することで、引継ぎ体制の強化が望まれる。

No11 ひとり親等医療費助成事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 19】 過払金管理

(現状)

児童扶養手当の受給対象者は当該事業も支給対象者となる場合が多いが、ひとり親等医療費助成事業においては、過年度における過払金発生に伴う遡及請求・回収が発生している支給者も存在する。このような支給者に対して、当該事業にかかる助成金支給状況や過払金の有無について適時に状況確認ができるような体制が整備されていない。

(課題)

児童扶養手当と同様に福祉システムを利用しており、共通する支給者情報も多いが、特に情報連携の仕組みはなく個別に管理している状況であり、管理の効率性に課題がある。

また児童扶養手当の受給対象者は当該事業も支給対象者となる場合が多いため、児童扶養手当の支給において問題が生じた場合に、当該事業の支給について問題は生じていないかどうか、適時に確認することが困難な体制となっている。

(意見)

同じシステム内で管理しており、共通事項も多い児童扶養手当との情報連携を整備し、より標準化、効率化された管理体制の構築を検討することが望ましい。

【意見 20】 助成対象項目の複雑さによる業務の属人化

(現状)

助成対象となる医療費の範囲については細かな定めがあり、届出書受付後の内容審査を任せられる担当者が限られている。

(課題)

届出書にかかる内容審査を担当することができる人材に限られているため管理が属人化している。

また、件数が多いことに加え、医療費助成という性格上、受給者の家計に与える影響が大きいかつ適時な支給が求められる場合もあるため、審査に十分な時間をかけることができず、職場内訓練の時間確保が難しい。

さらに、当該業務を担える担当者の増強を図りたいものの、現在の職員数に余裕がなく、結果として職場内訓練の時間の確保が難しい。

(意見)

属人的な管理を脱却するため、チェックリストの設置やシステムを利用した情報連携など、標準的な管理の仕組みの構築が望まれ、そのための時間確保のためにも、人員の増強が望まれる。

また、届出書の内容審査を担える担当者を増やすため、育成期間中に合わせて一時的に人員増強を図るなど、職場内訓練の時間を確保することが望ましい。

No12 母子家庭等自立支援事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No13 特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費繰出金

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No14 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No15 養育医療給付事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No16 小児慢性特定疾病医療給付事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No17 小児医療費助成事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 21】 助成対象項目の複雑さによる業務の属人化

(現状)

助成範囲としては保険診療にあたる医療費が対象となるが、保険医療の対象範囲に細かな定めがあり、特に償還払い時の場合、届出書受付後の内容審査にて当該申請が保険医療の対象範囲に該当するかどうかの判断を任せられる担当者が限られている。

(課題)

届出書にかかる内容審査を担当することができる人材が限られているため管理が属人化している。

また、件数が多いことに加え、医療費助成という性格上、受給者の家計に与える影響が大きいかつ適時な支給が求められる場合もあるため、審査に十分な時間をかけることができず、職場内訓練の時間確保が難しい。

さらに、当該業務を担える担当者の増強を図りたいものの、現在の職員数に余裕がなく、結果として職場内訓練の時間の確保が難しい。

(意見)

属人的な管理を脱却するため、チェックリストの設置やシステムを利用した情報連携など、標準的な管理の仕組みの構築が望まれ、そのための時間確保のためにも、人員の増強は望まれる。

また、届出書の内容審査を担える担当者を増やすため、育成期間中を定めて一時的に人員増強を図るなど、職場内訓練時間を確保することが望ましい。

No18 特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【結果3】貸付対象の誤解

(現状)

令和2年(2020年)4月から独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金の申込資格が拡大し、経済条件を満たした場合にも申込対象となった。制度の変更当初、独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金と当事業の貸付とは併用できないと担当者が誤解しており、申込者に誤って案内をしてしまった。具体的な影響件数は最大4件である。当該誤解は令和3年(2021年)4月には解決され、以後は正しく案内されている。

(課題)

制度の誤解により、当該市民は当事業の貸付を受けることができなくなってしまった可能性がある。また、制度についての問い合わせに関しては、個人を特定していなかったため、誤った案内を訂正することができなかった。

(結果)

関連法令等もしくは関連制度等の変更がなされた場合には、正しい制度理解ができるよう、再発防止策を検討すべきである。

【結果4】貸付条件のシステム登録時のダブルチェック

(現状)

母子・父子自立支援員担当者は、貸付条件を満たすと判断した申請者に「母子・父子・寡婦 福祉資金貸付申請書」を記入してもらい、貸付が決定したのちに、「母子・父子・寡婦 福祉資金貸付申請書」を元に、母子・父子自立支援員担当者が貸付内容や条件を福祉システムに登録を行うことになっている。その後、福祉システムの入力内容に誤りがないか、入力者とは別の担当者が確認し、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書」に押印を行うこととなっている。しかし、令和3年度(2021年度)の貸付件数28件中5件に押印がなかった。別担当者によるダブルチェックは実施したものの押印を失念したとのことである。

(課題)

福祉システムへの登録情報は、以後の債権管理の基礎となる重要な情報である。また、当事業の特徴として、貸付から返済までの期間が空くことが多い（例：大学進学に必要な費用の貸付について、大学卒業・就職後から返済を開始する）ため、仮に誤って登録した場合であっても当時の経緯を知る担当者が在籍しているとは限らない。これらのことから、福祉システムへの登録状況のダブルチェックは、業務において重要な統制となっている。

(結果)

ダブルチェックを確実に実施し、そのダブルチェックがなされたことを押印によって明示しておく必要がある。

【結果 5】 平成 26 年度（2014 年度）の監査指摘や意見の担当部内での認識

(現状)

平成 26 年度（2014 年度）の包括外部監査の指摘・意見事項について、担当部内で共有がなされておらず、担当者の認識がなかった。指摘 2 件中 2 件、意見 6 件中 2 件は改善がみられたが、意見 4 件については引き続き対応中である。

(課題)

認識がなかった理由として、担当者の変更時に引継がなされなかったことが挙げられる。また、既に改善に向けたアクションが実施されており、引継対象という認識がなかったものもある。

(結果)

日々の業務へ反映する必要がある項目については、引継を行うことが求められる。

【意見 22】 貸付金の審査基準へのマニュアル反映について（一部、平成 26 年度（2014 年度）意見事項）

(現状)

市では貸付金の貸付時に予備審査と本審査を行っており、本審査では過去に貸し付けた福祉資金の返済金の滞納が無いこと、市税などの滞納がないこと、既存の借金の返済に充てるためのものではないこと等を確認しており、具体的に審査のポイントを定めた基準やマニュアルは神奈川県のものを使用している。しかし、横須賀市の判断で、その後の償還に無理のないように審査・助言するなどの施策を取っていることもあり、神奈川県のマニュアル通りの対応でない部分もある。

(課題)

準拠するマニュアル担当者の変更があった場合など、貸付基準が同じ水準とされない可能性がある。

(意見)

横須賀市独自の対応を行う部分については、独自のマニュアル整備を行うことが望ましい。

【意見 23】 債権回収事務の一元化について（平成 26 年度（2014 年度）意見事項）

(現状)

市では未収債権を効率的かつ効果的に徴収するため、各債権所管課の債権を税務部（平成 26 年度（2014 年度）当時名称：財政部）納税課に移管して債権回収事務を一元的に実施する制度を設けている。移管の対象債権は原則として介護保険料や保育料等の強制徴収公債権となっており私債権である母子寡婦福祉資金貸付金は移管の対象外である。

(課題)

同一対象者への債権が複数発生している場合には、全てを一元的に管理することで回収事務の効率化が図れる。

(意見)

強制徴収公債権だけではなく非強制徴収公債権や私債権についても管理の一元化を検討していくことが望ましい。

【意見 24】 債権管理システムの活用について（平成 26 年度（2014 年度）意見事項）

(現状)

債権管理は主に債権管理システムにより行っているが、貸付申請書や借用証書をシステムとの関連付けのために紙台帳を使用している。債権管理システムの情報はデータ出力できるものとできないものがあり、例えば、ある一定期間の滞納金額を集計し、出力することはできない。

(課題)

集計や分析を行う際にデータ出力できないと、非効率であったり、誤りが発生する可能性がある。

(意見)

貸付金に係る情報についてはデータ上で一元管理を行うことができるよう、債権管理システムを整備することが望ましい。

【意見 25】 貸付金の返済期間について（平成 26 年度（2014 年度）意見事項）

（現状）

母子寡婦福祉資金の貸付制度に係る据置期間や返済期間は、神奈川県を参考として決定している。しかしながら、母子及び寡婦福祉法施行令では母子寡婦福祉資金貸付金の据置期間及び返済期限の上限を定めている。市では修学資金、技能習得資金（これに伴う生活資金を含む）、就学支度資金の最長返済期間を原則 10 年間、住宅資金は 6 年としているが、母子及び寡婦福祉法施行令で定められた返済期間はそれぞれ 20 年及び 7 年となっており伸長の余地がある。特に修学資金、技能習得資金（これに伴う生活資金を含む）、就学支度資金の貸付は比較的貸付実績も多く、その貸付金の内容からも、ひとり親家庭の親の自立支援に効果を発揮していると考えられる。なお、市の母子寡婦福祉資金の貸付制度（修学資金・大学）と日本学生支援機構が実施している奨学金制度を比較すると、貸与月額と貸与月数は同一であるものの、市では返済年数を原則 10 年としており、日本学生支援機構の奨学金の返済年数は 14 年～18 年と大きな差がある。

（課題）

返済年数を長くすることで、月々の返済額は減り債務者の負担は大きく軽減されると考えられる。

（意見）

債権の回収期間は長期化することになるが、結果として滞留債権を増加させるよりも、無理なく確実な返済を受けるために資金貸付の際の返済年数について、長期化を検討していくことが望ましい。また、前述のとおり、新規の貸付額が減少傾向にあるなかで、貸付金元利収入が、新規の貸付額を大きく上回ることで、繰越金が増加傾向にある。債権の回収期間を長期化することで、貸付金の利用促進にも資するものとする。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

<省略>

Ⅲ 児童相談課

No19 児童相談所運営事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 26】 児童虐待防止の啓発

(現状)

毎年 11 月の児童虐待防止推進月間では、横須賀中央駅前の通路へ横断幕の掲示、市民活動サポートセンター・市内商業施設への児童虐待に関するパネルの展示等を行っている。しかし、児童虐待防止推進月間を除いた期間においては、国から配布されたポスター・チラシを横須賀市役所庁舎内にて展示することにとどまっている。

(課題)

児童虐待防止推進月間を除いた期間での横須賀市役所庁舎内でのポスター・チラシの展示は、児童本人や周囲の目に留まる機会が少なく、児童虐待防止のために相談を促すという観点からは効果が限定的であると考えられる。

(意見)

毎年 11 月に行っているパネルの展示期間の延長や、学校へ児童虐待防止啓発資料を配布、講演の実施することにより、児童虐待防止の啓発、児童相談所への相談・通報を促すことが望ましい。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

<省略>

No20 一時保護所運営事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 27】 給食業者の選定

(現状)

横須賀市長期継続契約に関する条例では、長期継続契約を締結できる条件を同条例 2 条にて以下のとおり定めている。

- | |
|--|
| <p>(1) 物品の賃借に係る契約</p> <p>(2) 建物清掃業務委託、有人警備業務委託、庁舎案内業務委託等の常時継続して業務を履行させ、かつ、業務を履行する受託者に対し特別な訓練を受けさせる必要があるため、単年度の契約では安定した業務の履行に支障が生じるおそれがある契約</p> <p>(3) 機械警備業務委託等の常時継続して業務を履行させ、かつ、業務を履行するに当たって機器の導入等の相当な初期費用が必要となるため、単年度の契約では著しく不利となる契約</p> <p>(4) 特殊な機器及びシステム等の保守運転管理業務委託等の業務を履行するに当たって専門的な知識又は技術を必要とする業務であり、受託者以外に業務を履行することができる者がいないため、単年度の契約では継続的な業務の履行に支障が生じるおそれがある契約</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、業務の適正な履行のために市長が特に必要と認める契約</p> |
|--|

給食業務に関する契約は長期継続契約を締結できる契約として明記されていない。そのため、契約期間を 1 年としたうえで、最長 4 年間は同条件で契約の更新が可能であると定め、プロポーザル方式にて給食業者を選定してきた。

令和 2 年度（2020 年度）に契約していた給食業者より、契約更新の半年前に契約更新の意志を確認していたにもかかわらず、令和 2 年（2020 年）12 月に翌年度の人員確保が困難であることを理由に、令和 3 年度（2021 年度）の契約を辞退された。その後競争入札を行ったが入札件数が 0 件であり、近隣の給食業者へ直接依頼をかけたが、受託可能な給食業者が 1 社のみであった。

(課題)

令和3年度(2021年度)契約の競争入札において入札件数が0件となった大きな要因は、契約開始日の3か月前に契約更新の辞退をされてしまったことで十分な入札期間を確保できなかったことにある。

本件は特殊な事情によって入札件数が0件であったが、近年給食業務や清掃業務等の労働集約型の業務は人手不足が顕著であるため、最長4年の契約更新を可能としても単年度契約では今後も安定的な供給を確保できるかという点が懸念される。さらに、食事の性質上、一定以上の品質である必要があり、短期間での交代は望ましくない。

また、長期継続契約に関する条例は平成17年(2005年)に施行されて以来改正されておらず、現在の社会情勢に対応できていないと考えられる。

(意見)

給食業務は一時保護所にて生活している保護児童へ毎日提供しなければならず、保護児童の生活に直結する。よって、安定的な給食の供給を確保するために、給食業務について長期継続契約に関する条例第2条(5)の適用、あるいは条例の改正を検討し、長期継続契約を締結することが望ましい。

【意見28】一時保護所運営にかかわる寄附(物品)の募集

(現状)

寄附によって生活必需品以外の物品を賄っている自治体もあるが、横須賀市では物品の寄附の募集は行っておらず、寄附の申し出に対しても基本的に辞退している。

寄附の申し出は使用済みの家具や昔の玩具など、児童相談所が申し出を受けた際に必要としていない物品が多く、個別の案件へ対応する職員の負担が大きいこと、さらに申し出を受けるか否かについて明確な基準を定めることが困難なため、寄附の募集は行っていない。

なお、金銭による寄附は児童福祉指定寄附や基金等にて受付をしている。

(課題)

寄附の募集をしていないため、物品の購入は市の財源、補助金にて行う必要があるが、予算の都合上、保護児童の使用する玩具、生活の質を向上させる物品等、生活必需品以外の物品の購入が困難である。

(意見)

保護児童の生活の質を向上させるためにも予算確保が困難である場合には、寄付等で対応することが望ましい。民間の通販サイトと提携し「ほしい物リスト」として必要な物品を公開し、必要な物品のみを受け取るサービスを活用している自治体などもある。横須賀市においても、積極的に外部サービスを活用し、職員の負担がかからないように対応することが望ましい。

【意見 29】 会計年度任用職員の待遇

(現状)

一時保護所では児童指導員 5 名、心理職員 1 名、管理栄養士 1 名、看護師 1 名、学習講師 2 名を会計年度任用職員の定員としている。しかし、図表 5-3-20-5 のとおり、一部人員を確保できていない状況が続いている。また、令和 3 年度の児童指導員は令和元年度、令和 2 年度と比較して人月数は多いが、任期中での退職や、年度途中で採用したため任期は満了しているが数カ月で退職されてしまい、入れ替わりが激しかった。

図表 5-3-20-5 会計年度任用職員の就業状況

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
児童指導員 (単位：人月) (定数は 60 人月)	48	41	54
心理職員 (単位：人月) (定数は 12 人月)	12	3	12
管理栄養士 (単位：人月) (定数は 12 人月)	12	12	12
看護師 (単位：人月) (定数は 12 人月)	12	12	12
学習講師 (単位：人月) (定数は 24 人月)	24	24	24

出典：所管課提出資料

(課題)

会計年度任用職員制度の導入に伴い令和 2 年度 (2020 年度) に給与表の改定が行われたが、制度変更に対応するための改定であるため、平成 19 年 (2007 年) に定めた非常勤職員報酬額から大幅な変更はなく、会計年度任用職員の待遇向上には至っていない。

会計年度任用職員の雇用形態上、契約期間は単年度であるため翌年度の契約更新をしないことは一般的な退職とは異なるが、入れ替わりが激しい状況では、新しく採用した会計年度任用職員へ教育が必要であり、現場の負担が大きい状況が続いている。

(意見)

物価の上昇等を踏まえて定期的な給与表の改定を行い、会計年度任用職員の待遇向上を図ることが望ましい。

また、児童福祉司など資格要件のある職種の人員は児童相談所だけではなく、他部課でも必要とされているため、正職員のみを配置することは難しいが、会計年度任用職員の欠員は、児童の処遇に大きな影響を及ぼすとともに、専門性の高い職種は人員数の確保だけではなく、業務への深い理解と経験が必要となることから、可能な限り正職員の比率を高めていくことが望ましい。

No21 児童虐待防止協力体制整備事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No22 児童相談所機能強化事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 30】 専門家との契約の締結

(現状)

専門家へ業務を委嘱するにあたり、辞令書を交付している。辞令書には異動内容、任期、月額報酬が記載されている。

(課題)

業務の内容については担当者間で調整がなされているが、辞令書の異動内容には専門家として業務を委嘱する旨のみが記載されており、勤務条件や業務内容が明文化されていない。

(意見)

専門家の業務は案件によって多岐にわたるため、全ての業務内容を記載することは困難であるが、月額報酬、任期以外の勤務条件や業務内容の概要について覚書等を締結するなどして明文化することが望ましい。

【意見 31】 専門員の任期

(現状)

配置している専門家について、弁護士、医師は一定年数ごとに交代がなされているが専門員は後任が見つからない状況が続いている。

専門員は児童相談所の抱える案件についてケースワーカーへ助言等を行う業務であることから、児童相談所の業務内容への理解と児童や保護者の心理状態、子育て、教育などに関する専門知識が必要である。現在の専門員は児童相談所の実務経験があり、元教授であることから、学術的な側面、実務的な側面の双方からバランスの良い助言が可能である。

専門知識及び実務経験を兼ね備えた後任が見つからない中、児童相談所開所以来貢献いただいているが、今後個人への負担が大きくなってしまふ恐れがある。

(課題)

専門員は会計年度任用職員と異なり任期の定めがないため、後任がない場合等では任期の更新年数に区切りをつけることが困難である。長期間関与することは横須賀市児童相談所の特有の事情に関する知見が蓄積し、より適切な助言が可能となるという利点があるが、一方で属人化してしまい、個人への負担の増加や他の専門家との交流の機会を失う恐れがあるという側面がある。

(意見)

会計年度任用職員制度では、同一職員について5年間までは任期の更新が可能であるが、引き続き6年目以降も継続する場合には、会計年度任用職員の募集手続きを行い、再度応募することが必要になっている。専門員についても会計年度任用職員制度を参考に更新期間に区切りを設けて、その都度募集条件等の見直しを含めて継続して任用する場合の手続きを行うことが望まれる。

No23 里親委託推進等事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

<省略>

No24 児童養護施設学習支援事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 32】 学習講師の勤務実態の確認

(現状)

学習講師への謝礼金額は、出勤簿に記載されている勤務時間に応じて算定している。学習講師は出勤時に出勤簿へ勤務時間を記載し、月末に児童養護施設は出勤簿を児童相談所へ提出する。現在、児童養護施設への視察の際に学習講師の勤務の実態について児童相談所での確認がなされていない。

(課題)

児童養護施設の提出する出勤簿が実態に即していない場合、適正な金額が支給されない恐れがあるが、確認が行われていないため学習講師の勤務が実態に即しているか判断ができない。

(意見)

児童養護施設へ訪問し、出勤簿にて出勤とされている学習講師が実際に出勤しているか授業を見学することや、児童養護施設の職員へ出勤回数を質問するなどして、学習講師の勤務状況について確認することが望ましい。

IV こども家庭支援課

No25 療育相談センター事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【結果6】指定管理者の支出内容の検討

(現状)

指定管理者から毎月提出されている業務報告書については年間予定表と実際に実施した事業の比較や診療所や通園の開所日数は予定どおりか、各種教室の実施日や教室ごとの児童数と配置されている職員数は適正かどうかを確認している。さらに、年度末に提出される事業報告書については毎月提出されている業務報告書との整合性について確認している。

しかし、支出内容について、当年度に取得した備品は年度末にチェックしているが、それ以外の支出はチェックしていない。備品をチェックしているのは、横須賀市の備品台帳に登録するためであり、納品書などのエビデンスとの突合を1点1点行っている。

なお、収入は、横須賀市に入金されており（利用料金制の施設ではない）、横須賀市は、毎月、指定管理者から月報を入手し、人数と金額の確認を行っている。

(課題)

平成26年度（2014年度）の包括外部監査で、指定管理料の大部分を占める人件費について当該人員の勤務状況を確認するなど、主要な項目について支出内容の適切性を検討することが必要との「指摘」があり、横須賀市も対応する旨の措置内容を公表していた。しかしながら、担当課によるとチェックを1年だけ実施したが、その後はチェックを実施していないとのことである。

指定管理料は多額であり、誤った支出決算額をもとに精算してしまうと影響が大きいといえる。

(結果)

決算額のうち、備品以外についても、主要な項目については支出内容の適切性をチェックすべきである。

例えば、以下のような方法で決算額をチェックすることが考えられるので、参考にされたい。

(ア) 拠点区分別の資金収支計算書との照合

指定管理料の精算のために指定管理者が作成した「令和○年度 横須賀市療育相談センター指定管理業務収支計算書(決算書)」の決算額の欄は、指定管理者の財務諸表の中の「横須賀市療育相談センター拠点区分 資金収支計算書」と基本的には一致するはずなので、両者を突合することが考えられる。なお、両者では一部の支出項目について支出の計上箇所が異なるので、その場合は総額での一致を確認することになる。また、指定管理料のうち、事務管理経費は指定管理者の事務手数料の相当する部分であり、拠点区分別の資金収支計算書の支出とは一致しない点に留意が必要である。

(イ) 予実分析等

「令和○年度 横須賀市療育相談センター指定管理業務収支計算書(決算書)」には、予算額と決算額が併記されているので、予実差が著しい費目については、横須賀市としても必要に応じて増減要因を確認することも検討することが考えられる。それに加えて、決算額について前期比較することで、増減理由を検討することなども考えられる。

【結果 7】療育センターに貸与している備品管理の徹底

(現状)

指定管理者が指定管理料で購入した備品は、横須賀市へ所有権を移転した上で、横須賀市から指定管理者へ無償貸与の手続を行っている。この備品を除却（破棄）する際には、事前に横須賀市の承諾（返納手続）を取ってから処分する必要がある（「横須賀市療育相談センター指定管理者の管理に関する仕様書」11（1）、横須賀市物品会計規則第14条）。

しかし、平成20年（2008年）3月に取得した備品2点（取得金額は計22万円）について、令和元年（2019年）8月27日に新型の備品に交換したが、その際に新型の備品を納品した業者が旧型の備品を引き取って処分してしまっていた、すなわち横須賀市の事前承諾なく除却してしまっていたことが、令和4年（2022年）2月～3月に指定管理者が実施した備品貸与台帳の更新作業で判明している。

交換後に、新規に取得した新型の備品は備品台帳に登録していたので、本件が発見されるまでは新型と旧型の両方の備品が備品台帳に計上されている状態であった。

なお、指定管理者が実施する備品貸与台帳の更新作業とは、既に台帳に掲載、及び当年度新規に取得した備品の設置場所を確認し、最新の情報に置き換える作業であり、毎年2月～3月にかけて実施している。

(課題)

本事案については、2点、課題がある。

1点目は、業者が引き取ってしまったことが原因とはいえ、横須賀市が所有する資産を、指定管理者が横須賀市の事前の承諾なく処分してしまった点である。

2点目は、備品台帳上は旧型と新型の両方の備品が計上されている状態であったので、本来は令和2年（2021年）2月～3月に実施している備品台帳の更新作業で発見・報告されるべきであったと考えられるが、発見と報告が2年遅れの令和4年（2022年）3月になってしまった点である。備品台帳と現物との照合作業は、各部門の現場担当者（例えば保育士など）が行っているとのことであり、日々の通常業務がある中での確認作業になるため、照合作業が疎かになってしまっていた可能性がある。

(結果)

横須賀市では、令和3年（2021年）2月10日付で、療育相談センター所長に対して、療育相談センターに貸与している備品の管理徹底の依頼を実施している。本件事案を受けて、改めて、処分（廃棄）や備品貸与台帳の更新作業での留意点をアップデートして、指定管理者の各部門の担当者にも再度周知すべきである。特に、今回の事案は備品の交換から発生しているため、交換に伴って除却が発生する場合には、事前に市の承諾がある点に注意喚起すべきである。

それに加えて、例えば指定管理者が実施する現場職員への説明会に市職員も参加して注意点を伝達したり、市職員がサンプルベースで現物確認を実施することなども検討することが望まれる。

【意見 33】 横須賀市療育相談センターの第 3 期の指定管理者の選定手続き

(現状)

横須賀市療育相談センターの指定管理期間は 1 期 8 年間であり、令和 4 年度（2022 年度）は第 2 期の 7 年目にあたり、令和 5 年度（2023 年度）で第 2 期の指定管理期間が終了する。

現在（第 2 期）の指定管理者は、第 1 期から継続して同一法人が担当しており、いずれの期も、公募ではなく、「指名（指名されたのは 1 法人のみ）」で選定されている。現在の第 2 期の指定管理者の選定に関して、第 2 期の第 3 回療育相談センター指定管理者審査委員会議事録（平成 27 年 10 月 16 日付）によると「今回の審査は、現在、療育相談センターを管理・運営している団体に対する適否の判断であったが、次に審査を行う場合は、他の団体も含めた選考にするかどうかについて、指定管理期間が終了する 2、3 年前を目安に議論してほしい。」と審査委員会の要望が記載されている。

第 3 期の指定管理者は、令和 4 年度（2022 年度）中に公募や指名かの選定方法を庁内で決定（市長決裁）し、令和 5 年（2023 年）4 月から始まる審査委員会の審査を経て選定される。第 3 期の指定管理者の選定方法については、所管課によると、診療部門、通園部門、地域生活部門の 3 つの療育機能を着実に実施していることに加え、保育園、幼稚園などに巡回相談を行うなど地域連携も積極的に行っているほか、指定管理者の発案で新規に開始した自主事業について高く評価できる内容であった点などのこれまでの実績を踏まえて、今後、正式に方針を決定したいと伺っている。

(課題)

指定管理者の選定は、公募を行うことが原則的な手続きである。なお、例外的な選定手続を採用することは認められているが、それを採用する場合には、庁内で合理的な理由を検討し、文書化する（記録に残す）ことが必要であり、これは選定手続の透明性を確保するうえで重要と考える。

(意見)

横須賀市の「公の施設の指定管理者制度に関する指針（平成 30 年 4 月 1 日改正）」によると、合理的な理由があるときは公募を行わず、指定管理者を指定することができるものとされている。当該指針では、公募を行わない施設として、以下のとおり示されている。

【公募を行わない施設】

- ① 施設の設置目的、性格から管理の代行者を特定することが適当な施設
- ② 施設運営のための専門性と継続性が特に必要な施設

指定管理者を指名する場合でも、上記指針では「公募に準じ必要な申請書類等の作成、提出を求め、選考項目の確認を行うこととする」とされており、指名の場合でも、公募に準じて申請書の作成と審査委員会による審査が行われている。

監査人も、横須賀市及び近隣団体における類似施設の設置状況を検討し、施設利用者のアンケート結果等を閲覧し、（現状）に記載した所管課の意向の背景は理解したところである。一方で、選定手続の透明性の観点から、横須賀市において、公募を行わない

「合理的な理由」を検討する（記録に残す）ことが必要である。所管課によると、過去（第1期と第2期）も指名の方針決定については、市長決裁を行い、適切に記録に残していると同っているが、第3期も同様に留意されたい。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

<省略>

No26 こども家庭総合支援拠点事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No27 こども家庭支援センター管理経費

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No28 児童措置費支給

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 34】 児童措置費の前払い（進学時の制服代等）

（現状）

小学校、中学校、高校等へ進学する際に里親が支払う制服代、教科書代、部活動代等（以下、制服代等という）は、要件を満たせば児童措置費の支給対象になる。しかし、現状では「在籍証明書（校長等の印のあるもの）」が支給に必要であり、在籍証明書は入学後しか入手できないため、一旦里親が支払ってから、入学後の4月以降に児童措置費の申請をしている。

制服代等は一般的に高額になることから、前払いを希望する里親がいるとのことであるが、現状の国及び市の要綱では在籍証明書（校長等の印のあるもの）が必要であるため、入学後の後払いしか認められない。

（課題）

高額な制服代等について、後払いしか認められていないことで、里親に経済的負担を強いていることが課題である。

（意見）

里親の経済的な負担を軽減することは、里子の福祉の向上にも資すると考えられるので、制服等の購入が確実に一定金額以上の物品購入については前払いを認める方向で要綱を改正することを検討することが望ましい。

【意見 35】 児童措置費のチェック作業の効率化

(現状)

現状、児童措置費の請求書は児童養護施設等と横須賀市との間で「紙」でやり取りしている。横須賀市の担当者は、単価は要綱等と、件数等については横須賀市の児童相談所等が認定した人数等と照合しているが、主に以下の理由でチェック作業に相当の時間を要しているとのことである。横須賀市の場合、正職員 1 人がチェック作業に従事している。請求件数は年間 819 件である。職員は 3 か月に 1 回 2 週間以上チェック作業に従事しているとのことであり、年間で少なく見積もっても 8 週間以上かかっているとのことである。

【紙の請求書のチェック作業に時間がかかる要因】

- ・ 措置費の単価は国や横須賀市の要綱で定められているが、要綱が細かく決められていること。
- ・ 国の要綱が毎年、年度後半に改定され、改定された場合には 4 月 1 日にさかのぼって適用になることが多いため、措置費の精算が毎年発生する。
- ・ 横須賀市の住民でも、他の自治体に所在する施設に入所している場合には、当該施設の所在する自治体の基準で横須賀市が支払うが（これは国の基準で定められているため）、その場合には請求書の単価の確認のため、他自治体へ照会する必要があること。

市内に所在する施設には、横須賀市が作成した請求書のフォーマットで請求書を提出させたり、横須賀市とその近隣市町村の間では各市の基準をなるべく統一するようにしたり、国や他自治体に質問した事項はメモ書きで残しているとのことであるが、チェック作業自体の効率化には限界があると担当課から説明を受けている。

(課題)

措置費の算定方法自体は、項目ごとに単価×人数等で計算され、単価は国や横須賀市の要綱で定められているため、システム化して単価をシステムに登録して自動計算できるようにすれば、改善する余地が大きいように思われる。しかし、一方で、横須賀市単独でシステム開発するにはコストが掛かりすぎることが予想される。

また、前述のとおり、横須賀市の住民でも、他自治体に所在する施設に入所している場合は、施設が所在する自治体の基準で請求書が作成されることになっているため、横須賀市単独で開発した場合は、例えば他の自治体に所在する施設の請求書だけ紙のまま残ってしまい、非効率になってしまう可能性もある。

(意見)

全ての自治体で同様の業務がある中で、市単独でシステム開発するのはコスト面の観点で不合理であると考えられる。現在、国にて、地方自治体の情報システムの標準化・共通化の検討が進められているが、児童措置費はその対象になっていない。児童措置費についても、全ての自治体、全ての施設が参加する情報システムの構築を、神奈川県等を通じて国に対して働きかけてみるのが望まれる。

【意見 36】 児童措置費負担金の未収金の回収努力
(現状)

児童措置費負担金の未収金の残高はこの3か年で増加傾向にあり、令和3年度(2021年度)の残高は4,494千円と平成22年度(2010年度)以降で最も多くなっている。増加した要因は収納率が悪化したことにあるが、その原因はコロナ禍の影響で保護者等の収入が不安定になってしまったこと等が考えられるとのことである。

なお、令和3年度(2021年度)残高のうち、調査時点(令和4年(2022年)9月27日時点)で2,157千円は、財産調査等のうえ、資力が乏しいことを理由に執行停止となっている。所管課によると、執行停止になっていない部分の未収金も増加傾向にあるとのことである。

図表 6-4-28-5 児童措置費負担金の未収金残高の推移(3か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童措置費負担金の未収金額(単位:千円)	2,694 (2,190)	3,426 (1,926)	4,494 (2,989)

※内数は、過年度調定分の未収金残高である。

出典:所管課提出資料

(課題)

児童措置費負担金の未収金は、地方税や国民健康保険料等と同様に強制徴取の対象となる債権である。しかしながら、現状の横須賀市の回収努力は、横須賀市債権管理条例第4条に定める方法で督促状を一回発送する、ケースワーカーが保護者等と接触した際に催告するといった方法に限られ、地方税や国民健康保険料等で行っている強制徴収等の積極的な滞納対策を行っていない。これは、収入が不安定な家庭が多いことや、強制的な手段を講じることで保護者との関係が悪化し児童の家庭への復帰が困難になることが懸念されるなどの固有の事情があるためとのことである。

一方で、未収金額が増加傾向にある中、滞納を容認することは、適切に支払いを行っているその他多くの債務者に対して不公平な状況を容認する、又は容認していると受け止められてしまいかねないことが課題である。

(意見)

児童措置費負担金はその固有の事情から強制徴取等は慎重に行う必要があるとは監査人も考えるが、一方で未収金が増加傾向にあるのは事実であり、公平性の観点からは1人1人の滞納者の状況を把握したうえで、適切に対応することが必要であると考えている。

債権の回収方法としては、他団体で以下の事例があるので、参考にされたい。

- ・児童相談所から、回収が難航している債権を切り離して、債権回収の専門部署に委ねる(児童相談所はその他の債権に注力する)。
- ・弁護士に成功報酬型の契約で債権回収業務を委託する。

No29 児童家庭相談事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

V 保育課（令和4年度民生局福祉こども部子育て支援課）

No30 認可外保育施設等利用費支給事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No31 地域子育て支援拠点事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【結果8】 業務委託契約で提出が求められる収支報告書の提出漏れ

(現状)

子育て支援拠点6か所の運営は、業務委託契約に基づき事業を委託している。

愛らんど田浦及び愛らんどウェルシテイの運営に関する業務委託契約の仕様書5(2)③において、受託者は年度実績報告書を指定様式で横須賀市へ提出することが求められている。

しかしながら、愛らんど田浦及び愛らんどウェルシテイの運営の受託者は、令和3年度(2021年度)の年度実績報告書のうち収支報告書の提出を行っていなかった。

(課題)

受託者側において、業務委託契約において提出すべき書類について、認識不足であったと考えられる。

(結果)

受託者は、業務委託契約の仕様書に基づき年度実績報告書など書類をすべて提出することが必要である。また、保育課において、提出漏れや不備がある場合については、受託者に提出や修正を求めることが必要である。

【意見 37】 業務委託契約で提出が求められる書類の確認

(現状)

結果 8 記載の提出漏れは、保育課において提出書類がすべて揃っていることの確認が漏れてしまったことも要因である。

(課題)

業務委託契約の仕様書に基づき受託者から提出された年度実績報告書について、保育課において確認する体制が不十分であると考えられる。

(意見)

保育課において、業務委託契約の仕様書に則って年度実績報告書がすべて提出されていることを確認することが望ましい。

すべての資料が提出されていることの確認方法として、例えば、提出資料の不備を確認するチェックリストを作成し、受託者又は保育課においてチェックリストを記入することが考えられる。

また、仕様書において収支報告書の提出を求めている目的は、委託料の妥当性を確認することにあると考えられる。そのため、単に書類を収集するだけでなく、業務委託契約に基づき運営されているかという観点で確認することにも留意が必要である。提出資料の内容を確認する方法として、例えば、収支報告書であれば支出科目に運営に関連しない科目が計上されていないか、過年度の収支報告書と科目ごとに金額を比較し、支出金額に異常な変動がないかを確認することが考えられる。

【意見 38】 web 会議システムを活用

(現状)

子育てアドバイザーに育児における悩みや疑問等を相談することが可能となっており、相談方法として、対面に加えて電話やメールでも相談することができる。

また、各愛らんどにおいて開催している子育て等に関するイベントは対面でのみ実施している。

(課題)

新型コロナウイルス感染症の流行の収束に見通しが不透明な状況で、育児の相談やイベントを非接触かつ顔がみられる方法で実施できる web 会議システムを活用することで有用であると考えられるが、現時点で web 会議システム導入の検討はなされていない。

(意見)

育児の相談方法や各種イベントの開催を非接触かつ顔が見られる方法で実施できる web 会議システムの導入を検討することが望ましい。利用者の選択肢を増やすことが出来るという点においても有用であると考えられる。また、特にイベントを対面で実施する場合は、参加人数も限られてしまうが、web 会議システムではより多くの人が参加できるという点でメリットがあると考えられる。

【意見 39】 成果指標の設定

(現状)

事業の有効性の評価及び見直しを実施するための成果指標を設定していない。

(課題)

成果指標を設定しておらず、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しを実施していない。

(意見)

成果指標を設定し、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しを実施することが望ましい。第4章1. 全庁的な指摘・意見についての「意見1」で記載した事項の再掲であるが、適切な成果指標を設定することで以下のようなことが可能になると考えられる。

(例示)

- ・ 目標が未達成に終わった場合に、課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになる
- ・ 予算編成時に財政当局と成果指標及び達成状況を共有することで、事業そのものの必要性や事業の見直しに関する建設的な議論が促されることで、結果として限られた予算の適正配分につながる

本事業の成果指標としては、利用組数を設定することが考えられる。その他、愛らんどでは父親が参加するイベントにも力を入れていることから、父親の利用人数を成果指標として設定することも考えられる。父親の愛らんどの利用を促進することは、父親の子育てへの参加意識を高めるための環境づくりに貢献すると考えられる。

No32 ファミリー・サポート・センター事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 40】 事故対応マニュアル

(現状)

ファミリー・サポート・センターの運営は、業務委託契約に基づき事業を委託している。

業務委託契約の仕様書 6(1)において、利用者に事故や急病などの不測の事態が発生した場合に備えて、会員向けの事故対応マニュアルの整備を求めている。一方で同様の事態が生じた際に受託者が使用する事故対応マニュアルの整備を求めている。

(課題)

ファミリー・サポート・センターの運営に係る業務委託契約の仕様書において、受託者側で使用する事故対応マニュアルの整備が求められておらず、受託者においても整備していない。

(意見)

利用者に不測の事態が発生した際には、ファミリー・サポート・センターを運営する受託者においても事態を把握し対応することが必要であることから、対応方法等をあらかじめ定めたマニュアルを整備することが望ましい。そのため、業務委託契約の仕様書の中に、受託者においてもマニュアルを整備することを求める項目を追加することが望ましい。

【意見 41】 成果指標の設定

(現状)

事業の有効性の評価及び見直しを実施するための成果指標を設定していない。

(課題)

成果指標を設定しておらず、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しを実施していない。

(意見)

成果指標を設定し、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しを実施することが望ましい。第4章1. 全庁的な指摘・意見についての「意見1」で記載した事項の再掲であるが、適切な成果指標を設定することで以下のようなことが可能になると考えられる。

(例示)

- ・ 目標が未達成に終わった場合に、課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになる
- ・ 予算編成時に財政当局と成果指標及び達成状況を共有することで、事業そのものの必要性や事業の見直しに関する建設的な議論が促されることで、結果として限られた予算の適正配分につながる

本事業の成果指標としては、よろしく会員数や活動件数を設定することが考えられる。なお、活動件数を成果指標として評価する際には、実際に利用した子どもの人数も考慮した上で実施することが有用だと考えられる。活動件数（利用した子どもの延べ数）は、利用回数が多い子どもの存在によって影響を受けるため、利用者の需要の変動については、評価が難しいと考えられる。そこで、実際に利用した子どもの人数についても把握することで利用者の需要の変動についても評価することが出来ると考えられる。

No33 支給認定・利用調整事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No34 一時預かり事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 42】 領収書の管理

(現状)

利用料の収納事務は、一時預かり所の運営を受託している事業者の職員を会計年度任用職員（収納事務受託者）として任用し、実施している。これは、一時預かり所の利用料が地方自治法施行令第 158 条に定められた私人に徴収又は収納事務を委託することができる歳入として認められず、当該利用料の収納事務を横須賀市の職員が担う必要があるためである。

利用料は、利用時に利用者から収納事務受託者が直接現金で徴収する。その際に、収納事務受託者は利用料と引き換えに領収書を利用者に手渡し、領収書の控え部分は収納事務担当者が保管する。

領収書の様式は、保育課で独自に作成し、収納事務受託者にデータで渡している。収納事務受託者は、当該データを紙に印刷し、手書きで領収書の番号を記載した上で使用している。

(課題)

領収書の通し番号は、手書きで記載していることから、同じ番号で領収書を発行することが可能な状況である。したがって、領収書は連番管理されておらず、仮に領収書の控えを廃棄することで現金の着服が生じた場合に発見できない可能性がある。

(意見)

領収書は、保育課において事前に連番を付して収納事務担当者に配付するなどして領収書を連番管理することが望ましい。その際、定期的に領収書に欠けている番号が無いかを確認することにも留意されたい。

No35 公立保育園の運営管理（保育課）事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 43】 船越保育園のボイラー室

（現状）

船越保育園では、保育園本体の建物とは別にボイラー室としての建物が敷地内に設けられている。令和3年（2021年）1月に凍結により管が破裂したため、それ以降当該ボイラー施設を使用していない。また、当建物は築43年程度と老朽化が進んでおり、屋根や外壁のコンクリートが剥がれるなどしている状況である。園では、安全面を考慮し建物周囲にカラーコーンを配置し、園児が近寄らないように対策している。

（課題）

船越保育園の敷地内あるボイラー室は、現在使用しておらず老朽化が進んでいることから撤去することが考えられる。

しかし、保育園本体の建物も老朽化が進んでいることから、保育園本体の修繕等を優先的に実施しており、ボイラー室の撤去など今後の方針などは検討されていない。

（意見）

当ボイラー室は、老朽化の進行度合いを検証するなど建物状況を調査した上で、例えば、今後の保育園の建て替えを行う際に併せて撤去するなど今後の方針を検討することが望ましい。

VI こども育成総務課（令和4年度民生局福祉こども部子育て支援課）

No36 子育て基金積立金

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No37 施設管理経費

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【結果9】 フロン排出抑制法の未遵守

(現状)

はぐくみかん内で使用している業務用エアコンは、フロン排出抑制法（平成27年（2015年）4月1日より施行）の対象となる「フロン類が使用されている業務用のエアコン」に該当するにもかかわらず、所管課はフロン外出抑制法の要求事項を認識・遵守していない状況にある。

(課題)

包括外部監査人は、令和4年（2022年）9月9日にはぐくみかんへ往査し、上述したフロン排出抑制法の要求事項を遵守しているかにつき、所管課であるこども家庭支援課（令和4年度（2022年度）にこども育成総務課から移管）へ確認依頼を行った。

当該確認依頼を契機にこども家庭支援課内で法令遵守の検討を実施した結果、フロン外出抑制法の要求事項である専門業者による定期点検が行われていない事が判明した。専門業者による定期点検は3年に1度の点検が必要とされているが現在に至るまで未実施の状況である。

なお、フロン排出抑制法は令和2年（2020年）に改正が行われており、点検記録の保管義務においても明確化されている。このような重要な法令が制定・改正があったにもかかわらず所管課はそれを認識しておらず、法令の制定・改正にかかる影響の検討を行っていなかった点に問題がある。

(結果)

イ フロン排出抑制法の要求事項を理解・遵守するよう対応すべきである。

図表 5-6-37-4 法律上必要な点検及び記録保管義務（業務用エアコン）

項目	内容
簡易点検	全ての第一種特定製品に対し、3か月に1回以上の簡易点検を実施
定期点検	一定の第一種特定製品について、専門知識を有する者による定期点検の実施
記録保管	適切な機器管理を行うため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の記録・保存（機器を設置してから廃棄した後も3年間保存）

出典：環境省・経済産業省「フロン排出抑制法（管理者が取り組む内容）」
（令和2年（2020年））

- ロ 重要な法令の制定・改正が生じた場合の情報収集ルートを明確にし、また法令の制定・改正にかかる影響の検討を実施し、その検討結果を文書化すべきである。

【意見 44】 業務用エアコンの故障に伴う対応

（現状）

児童相談所の一時保護施設において、令和4年（2022年）7月末に天井埋め込み型の業務用エアコンが故障したものの、修理・入替を行っていない。

（課題）

夏場における空調機器の故障は、児童の命と健康に関わるため、直ちにエアコンの修理・入替が必要である。児童相談課は、応急措置としてサーキュレーターを設置し、廊下からの空気循環を行うことで暑さ対策を講じたが、一時保護施設の位置付けを踏まえると児童のプライバシー保護の観点から、対応としては不十分である。

この点、当エアコンは設置後15年経過し、エアコンメーカーが所有する修理用部品の保有期間を超過している事から修理ができなかったこと、埋め込み型の業務用エアコン入替には高額なコストがかかる等の要因から、適時に必要な対応を行うことができなかった状況にある。

なお、横須賀市公共施設保全計画上、空調設備は観察型予防保全の対象となるが、本件は事後保全対応として進められている点も課題の1つである。

図表 5-6-37-5 保全のパターン

対応パターン	対処方法	対象部位
時間管理型予防保全	劣化・機能停止等により建物全体に重大な被害が発生するため、予防保全的な観点から耐用年数等を考慮して、改修等を行うことを原則とする。	外壁・屋上・屋根・受変電設備・昇降機
観察型予防保全	耐用年数を考慮するとともに、劣化が進行・拡大し深刻な状況になる以前に、点検により把握したその兆候に応じて、適切な改修等を実施する。	熱源設備 空調設備（※）
事後保全	明確な劣化・機能停止等を発見次第、適宜、改修・更新等を実施する。	内装等

※空調設備については小規模なものは除く

出典：横須賀市公共施設保全計画

(意見)

イ 適時・適切な事後保全の実施

児童相談所の一時保護施設は、虐待等で心と体に深い傷を負った子どもたちにとって、心身ともに安全で安心できる緊急避難場所であり、運営者は安全かつ安心できる施設に整備する責任を負っている。

従って、エアコンの故障後即座に事後保全としてのエアコン修理・入替が望まれる。また、応急措置としての事後保全は、工事不要なスポットクーラーや簡易エアコン等を設置するなどして児童のプライバシーに配慮して実施する事が望まれる。

ロ 保守計画の策定

令和3年度（2021年度）の包括外部監査結果報告書の「意見7」において、公共施設保全計画の対象施設に対する「事後保全から予防保全への転換」の必要性が意見されている。一時保護施設のエアコンは、公共施設保全計画の対象施設とはなっていないものの、「横須賀市 FM 戦略プラン」を遵守し、観察型予防保全を実行するために保守対象となる設備毎に保守計画を作成する事が望まれる。

なお、図表 5-6-37-5 の観察型予防保全の行に記載の「・・・、点検により把握したその兆候・・・」のとおり、観察型予防保全を行う際には、設備の劣化の兆候を把握する事が重要である。そこで、専門業者による業務用エアコンの定期点検を保守計画に含める事が望まれる。

ハ エアコンメーカーとの保守契約締結

一般的に、業務用エアコンは、メーカー毎に修理用部品の保有期間が設定されており、製造中止後一定期間を経過すると、修理用部品の調達ができず修理対応が困難になるリスクが存在する。

この点、故障したエアコンの修理用部品にかかるメーカー保有期間は、製造中止後 10 年間と設定されており、故障時点の令和 4 年（2022 年）7 月末において保有期間は超過していたため、メーカーへの修理依頼を行うことができない状況であった。

このような状況を踏まえると、業務用エアコンなどのインフラに係る機器等に関しては、例えば、エアコンメーカーと保守契約締結時に、予めエアコン部品の保有期間を延長する交渉を行うなどして、不測の事態に対応できるようにしておく事が望まれる。

No38 旧逸見保育園園舎管理事業費

No39 旧逸見保育園園舎管理事業費（継続事業）

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 45】 補助金交付申請の事前確認

（現状）

旧逸見保育園の補助金交付申請に当たり、令和3年度（2021年度）の「保育対策総合支援事業費補助金」交付要綱に従い、「老朽化対応の場合 32,000,000円/1施設当たり」の交付申請を行い適切に支給されたが、後日「新設又は定員拡大の場合 利用定員60名以上 60,000,000円/1施設当たり」の適用要件を満たしており、より大きな補助金枠での交付申請が可能な状況にあった事が判明した。結果として、本来民間事業者が受領可能な補助金額が過少になっていた。

なお、旧逸見保育園の改修費用実績は33,000,000円であり、32,000,000円（国：16,000,000円・横須賀市：8,000,000円を補助）の補助金上限額を超過しているが、横須賀市と民間事業者との取り決めにより、当該差額の1,000,000円は民間事業者が費用負担している。

（課題）

補助金申請時における国・県・民間事業者との適時適切なコミュニケーションを一層図る必要がある。

（意見）

当事案は以下のような状況にあった事から、必ずしも横須賀市側のコミュニケーションに問題があったわけでないと考え。

イ 横須賀市は、補助金交付申請の過程で上述した「新設又は定員拡大の場合 利用定員60名以上 60,000,000円/1施設当たり」の適用検討を行う必要があると考え、令和2年度中に国や神奈川県（以下、国等という。）に対して相談を行った。しかし、当事案が「老朽化対応の場合」又は「新設又は定員拡大の場合」のいずれに該当するかについて国・県間の見解に相違があり、交付申請期限までに明確な回答を受領できなかった。

- ロ 補助金申請対象の選択及び必要経費が補助金を超過した場合の負担関係に関する取り決めは、民間事業者との協議の上適切に行っていた。

しかし、民間事業者が本来補助金で補うことのできるはずであった費用を実額負担しているため、補助金交付申請期限までに回答を入手できるよう国等に働きかけるなどして、補助金区分の確定に必要な情報収集を図る事が望ましい状況にあった。

今後、横須賀市では公立保育園の民営化を計画しており、本件同様に補助金申請を行う事が想定される。その場合には、補助金適用要件判断の情報収集及びコミュニケーションを計画的に行い、事前準備を入念に行う事が望まれる。

No40 こども育成部管理経費

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No41 公立保育園の運営管理

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 46】 給食材料業者の比較検討

(現状)

横須賀市の公立保育園は、園内で調理しているが、献立は全ての保育園で同一である。保護者が負担する給食費の金額も保育園間で差はない。同一の献立であれば、単位当たりの給食材料費は概ね同水準になるものと考えられる。そこで、監査要点の1つである経済性又は有効性を検討するため、市立保育所における給食材料のうち精肉の調達状況について、令和3年(2021年)4月給食分の請求書を各保育園別に比較したところ、保育園間の精肉納入単価差異が最大45%生じていた。

最高値業者と契約する保育園と最安値業者と契約する保育園の精肉調達金額を計算すると、単価差異の影響が年間約35万円となる。

図表 5-6-41-5 保育園別精肉納入単価

(単位：円/kg)

種類	A 保育園	B 保育園	C 保育園	D 保育園
豚肉	1,600	1,900	1,100	2,000
豚ひき肉	1,600	1,900	1,100	2,000
鶏もも	1,600	1,300	1,350	1,500
ベーコン	2,500	2,200	2,200	2,500
鶏ささみ	1,600	-	1,500	1,650
焼き豚	3,500	3,800	3,500	-
ハム	2,500	2,800	2,400	3,100

出典：所管課提出資料「請求書」(令和3年(2021年)4月)
当該資料を基に包括外部監査人が作成している。

(課題)

横須賀市における各保育園の給食材料納入業者の選定は、食材調達の即時性や柔軟性の観点から、各保育園において地元商店からの調達を優先しており、入札契約方式や競争見積による随意契約制度を採用しておらず、調達コスト削減という経済性の観点から検討が行われていない。(精肉のみならず、青果・水産物・冷凍食品についても同様である。)

また、定期的に納入業者見直しの検討が行われていないため、納入業者が固定化しており、業者間の競争性が十分に働いていない。

(意見)

各保育園が所在する地域の活性化や給食材料を効果的・効率的に調達するため地元商店からの調達を優先するという意思決定は、一定の合理性があると考えられる。

一方、業者間の競争性が働くように他の業者との比較を明確にした上で、定期的に業者見直しの検討を行う事で、各保育園の給食材料費の適正化を図ることが望ましい。これは、市立保育園施設の維持管理の財源確保に寄与することに繋がる。

Ⅶ こども健康課（令和4年度民生局健康部地域健康課）

No42 こんにちは赤ちゃん事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【結果10】 会計年度任用職員の超過勤務代の未払

（現状）

当事業では、助産師や看護師の資格を保有する会計年度任用職員が従事している。令和3年度においては、5人の会計年度任用職員がおり、これらの職員の勤務時間は、9:00～15:45である。当該職員の令和4年3月出勤簿を閲覧したところ、5人中4人の職員について、15分以上の勤務時間外の勤怠が月1日以上認められた。ただし、明確な残業指示は実施していないことから、残業代の支払は行われていない。なお、令和4年（2022年）2月以前は、出勤時間、退勤時間の把握はしていなかった。

（課題）

雇用契約上、会計年度任用職員は勤務時間内のみの業務従事のみを想定しており、残業は想定していない。一方で、年度末など業務量から勤務時間内に業務が完了せず、会計年度任用職員の判断で残業により業務対応する状況にある。「横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年4月1日）」第10条において「任命権者は、公務のために特に必要があると認めるときは、会計年度任用職員に対して正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日等に勤務することを命ずることができる。」とあるが、今回は明確な命令はなく、残業代の支払いは行っていない。

（結果）

会計年度任用職員が雇用契約で定められた勤務時間内の業務従事とできるよう、業務量の調整等を行うべきである。また、やむなく残業が生じる場合は、明確な残業指示を出し、残業代の支払いを行うべきである。

【意見 47】 会計年度任用職員の給与水準の見直し

(現状)

助産師や看護師の資格を保有する会計年度任用職員は、経験年数に基づく給与表によって給与が決まっている。令和3年度に在籍している職員の報酬額について時給換算した場合1,312～1,625円のレンジ内の基本給となっている。

(課題)

令和3年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)によると、看護師として短時間勤務をしている者の1時間当たり所定内給与額は、1,773円である。横須賀市のこんにちは赤ちゃん事業に従事する看護師の業務内容は、医療に従事する看護師とは違いがあるため、給与水準を単純比較することはできないが、看護師という資格のみに着目すれば、横須賀市の給与水準はやや低い傾向にある。こんにちは赤ちゃん訪問事業に必要な会計年度任用職員の募集に関して、応募が芳しくない状況にあると伺っているが、給与水準の低さも一因と考えられる。

(意見)

必要に応じて社会情勢に合わせ給与水準の見直しを行うことにより、事業に必要な人員・質が確保できる体制を整備するのが望ましい。

【意見 48】 横須賀市助産師会への補助金金額の根拠

(現状)

横須賀市助産師会へ毎年50,000円の支出が行われている。これは、助産師会が研修を開催したり、地域で母子のための活動を行っているため、補助金を支出しているものである。

(課題)

歳出金額の補助金50,000円には、長年一律の金額で支出しており、根拠とする活動指標や登録している助産師の数によって定まるものではない。当該補助金の金額の妥当性について検討がなされていない。

(意見)

補助金の交付に係る要綱に準拠し、補助金の金額の妥当性について検討することが望ましい。また、補助金を受け取る横須賀市助産師会の財政状態や、具体的な活動内容を把握し、補助対象として適切か検討を行うことが望ましい。

No43 妊娠・出産包括支援事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No44 特定不妊治療費助成事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No45 健康福祉センター運営管理事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

以上